

平成 29 年 3 月 13 日
(一財) マルチメディア振興センター

Lアラート基本要綱、Lアラートサービス利用規約の改正について

1. 主な修正点と修正の概要

別添 1 の通り

2. 改定予定日

平成 29 年 4 月 8 日

3. 施行予定日

平成 29 年 5 月 8 日

4. 修正対象と修正内容

Lアラート基本要綱（別添 2）

Lアラートサービス利用規約（別添 3）

Lアラート取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則（別添 4）

Lアラートソフトウェアの利用に関する細則（別添 5）

Lアラート基本要綱、Lアラートサービス利用規約の改正について

2017.3.13

F M M C

表 1 Lアラート基本要綱の改正内容

	改正理由	対処方法	文言
1.	Lアラート基本要綱にある「災害等公共情報共有システム」のシステムの表現が要綱馴染まない。(元々、「公共情報共有基盤」の名称が使われていた。)	・災害等公共情報共有基盤に変更する。	別添1の通り修正

表 2 Lアラートサービス利用規約等の改正内容

	改正理由	対処方法	現行文	修正文
1.	Lアラートサービス利用規約別紙1の2項で基本サービスと付加サービスが定義されているが、より明示的に理解される必要がある。	・第2条(用語の定義)で基本サービスと付加サービスを定義する。 ・	・第2条(3)Lアラートサービス 財団がLアラートにおいて提供するサービスの名称	・同左 財団がLアラートにおいて提供するサービスの総称。なお、Lアラートサービスは、情報の受発信に関するサービス、その他の付加サービスの2種に、また、情報の受発信に関するサービスは更に「基本サービス」と「付加サービス」の2種類に分類されます。

	改正理由	対処方法	現行文	修正文
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (3-2)基本サービス 基本サービスとは「公共情報共有基盤」を実現するにあたって基本的な機能を提供するものです。詳細は、別紙1「Lアラート サービス項目」及び「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。 ・ (3-3)付加サービス 付加サービスとはサービス利用者の利便性を高める情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供するものです。詳細は、別紙1「Lアラート サービス項目」及び「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第18条第4項を追加し、別紙1(Lアラート サービス項目)を別紙1(Lアラート サービス項目)と別紙1-2(Lアラート 接続及び財団が提供する設備関連)に分割した上で、別紙1に記述 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第18条(サービスの内容) 4 本サービスへの接続及び財団が提供する設備については、別紙 1-2「Lアラート 接続及び財団が提供する設備関連」に定めるとおりとします。 ・ ・ 別添の別紙1参照

	改正理由	対処方法	現行文	修正文
		・別添5の通り「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」表1に発信者の条件と基本サービスと付加サービスの区分を追記	・	・別添の「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」を参照
2.	官公庁、研究機関、官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者を特別利用者としているが、実証実験を行おうとする民間事業者から実証実験協力依頼を受けて個別対応しており、記述内容が実態と合っていない。	・第2条(8)の特別利用者の定義で、「官公庁、研究機関、官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者」の記述を削除	・第2条(8) 特別利用者 情報発信者及び情報伝達者以外の者で、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点からLアラートから受信した災害等公共情報を利用することを財団から認められた者。官公庁、研究機関、官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等。	・同左 情報発信者及び情報伝達者以外の者で、 <u>防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等</u> で公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点からLアラートから受信した災害等公共情報を利用することを財団から認められた者。 官公庁、研究機関、官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等。
3.	サービス利用者間で情報のやり取りができる窓口が FMMC を経由しないと分からない。地域でのサービス利用者間の情報交換をより容易にする環境を整備する必要があるのではないか。	・第10条(サービス利用者等の公開)で利用責任者等の部署名と連絡先をコモンズ wiki で公開する。 ・	・第10条(サービス利用者等の公開) 財団は、Lアラートの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開します。	・同左 財団は、Lアラートの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開 <u>するもの</u> とします。

	改正理由	対処方法	現行文	修正文						
			なし	<p><u>2 財団は、サービス利用者等の利用責任者もしくは利用責任者が別に定める部署名及び連絡先を利用責任者の同意を得た上で公共情報コモンズ wiki に掲載し、サービス利用者等に公開します。なお、公開に同意しない者に対しては他のサービス利用者等の部署名及び連絡先を公開しないものとします。</u></p>						
		<ul style="list-style-type: none"> 実施にあたっては、サービス利用者への浸透を図るため今年10月1日まで猶予期間を設けることとする。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 附則(平成 29年 3月 24日改正) <p>本則 10条 2項の公開は、その適用を平成 29年 10月 1日まで免ずることとします。</p>						
4.	<p>気象警報注意報、国民保護情報は財団が取得して配信しており、情報発信者がいない。気象庁、消防庁が情報発信者であると誤って理解される懸念がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1(L アラート サービス項目)と別紙1-2(L アラート 接続及び財団が提供する設備関連)に分割後の別紙1で、気象警報・注意報を防災気象情報に名称変更した上で、防災気象情報と国民保護情報を財団が取得した情報の利用者への提供として記述する。 配信に関する技術情報は気象庁のホームページを参照するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 別添2の通り、第 18 条第 4 項を追加し、別紙1を別紙1と別紙1-2に分割 	<p>1.2 Lアラートからの情報の受信 (イ)付加サービス (1)財団が取得した情報の利用者への提供</p> <table border="1" data-bbox="1518 772 2121 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="1518 772 1727 810">情報種別</th> <th data-bbox="1727 772 2121 810">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1518 810 1727 1161">防災気象情報</td> <td data-bbox="1727 810 2121 1161"> <ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 受信する情報種別は情報伝達者等が選択することができます。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。 配信に係る技術情報については気象庁のホームページを参照するものとします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1518 1161 1727 1358">国民保護情報</td> <td data-bbox="1727 1161 2121 1358"> <ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。 </td> </tr> </tbody> </table>	情報種別	説明	防災気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 受信する情報種別は情報伝達者等が選択することができます。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。 配信に係る技術情報については気象庁のホームページを参照するものとします。 	国民保護情報	<ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。
情報種別	説明									
防災気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 受信する情報種別は情報伝達者等が選択することができます。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。 配信に係る技術情報については気象庁のホームページを参照するものとします。 									
国民保護情報	<ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。 									

	改正理由	対処方法	現行文	修正文																														
5.	緊急速報メールは、自治体が直接広報するものであるが、携帯電話会社が情報伝達者と誤って理解される懸念がある。	<ul style="list-style-type: none"> 別添2の通り第2条(20)に緊急速報メールの定義を追記 別紙1に地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から緊急速報メールで発信した情報を「緊急速報メール情報」としてLアラートへ発信する方式は基本サービスであると記述する。 「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」表1で記述 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 第2条(20)(緊急速報メール) (株)NTT ドコモ、KDDI(株)(沖縄セルラー電話(株)を含む)、ソフトバンク(株)がそれぞれ「緊急速報「エリアメール」サービス利用規約」、「緊急速報メール「災害・避難情報」提供 サービス利用規約」、「緊急速報メール サービス利用規約」に基づいて提供するサービスを総称します。 <p>1.1. Lアラートへの情報の発信 (ア) 基本サービス (1) 情報発信者による情報の発信</p> <table border="1" data-bbox="1563 630 2116 954"> <thead> <tr> <th>情報種別</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告・指示情報 避難所情報</td> <td>・本情報は、地方公共団体が発信できます。</td> </tr> <tr> <td>一時滞在施設情報 災害対策本部設置状況</td> <td>・発信する情報種別は地方公共団体が選択することができます。</td> </tr> <tr> <td>被害情報 水位周知河川</td> <td>・全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱います。</td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール情報</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	情報種別	説明	避難勧告・指示情報 避難所情報	・本情報は、地方公共団体が発信できます。	一時滞在施設情報 災害対策本部設置状況	・発信する情報種別は地方公共団体が選択することができます。	被害情報 水位周知河川	・全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱います。	緊急速報メール情報	・																				
情報種別	説明																																	
避難勧告・指示情報 避難所情報	・本情報は、地方公共団体が発信できます。																																	
一時滞在施設情報 災害対策本部設置状況	・発信する情報種別は地方公共団体が選択することができます。																																	
被害情報 水位周知河川	・全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱います。																																	
緊急速報メール情報	・																																	
			<p>表1:情報種別</p> <table border="1" data-bbox="1003 1053 1438 1308"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告・指示情報</td> <td>地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 ※発信専用</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難勧告・指示情報	地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報	：	：	：	：	緊急速報メール	Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 ※発信専用	<p>表1:情報種別</p> <table border="1" data-bbox="1518 1053 2116 1364"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>発信者の条件</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告・指示情報</td> <td>地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報</td> <td>地方公共団体</td> <td>基本</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール情報</td> <td>Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 ※発信専用</td> <td>地方公共団体</td> <td>基本</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	発信者の条件	分類	避難勧告・指示情報	地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報	地方公共団体	基本	：	：			：	：			緊急速報メール情報	Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 ※発信専用	地方公共団体	基本
項目	内容																																	
避難勧告・指示情報	地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報																																	
：	：																																	
：	：																																	
緊急速報メール	Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 ※発信専用																																	
項目	内容	発信者の条件	分類																															
避難勧告・指示情報	地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報	地方公共団体	基本																															
：	：																																	
：	：																																	
緊急速報メール情報	Lアラートを介して緊急速報メールを発信する際の情報種別 ※発信専用	地方公共団体	基本																															

	改正理由	対処方法	現行文	修正文				
6.		<ul style="list-style-type: none"> 別紙1に緊急速報メール発信支援機能はその他の付加サービスであると記述する。また、携帯電話会社は情報伝達者に当たらないことを明記 		<ul style="list-style-type: none"> 2.2 緊急速報メールの発信支援機能の提供 <table border="1" data-bbox="1536 288 2101 1082"> <thead> <tr> <th data-bbox="1536 288 1715 316"></th> <th data-bbox="1715 288 2101 316">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1536 316 1715 1082">緊急速報メール発信支援機能</td> <td data-bbox="1715 316 2101 1082"> <ul style="list-style-type: none"> 本機能は、規約第2条(20)で定義する「緊急速報メール」を地方公共団体がLアラートを利用して発信するために提供するものです。 本機能は、地方公共団体が利用できます。 地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から発信した緊急速報メールの情報を「Lアラート 取り扱う情報種別およびデータフォーマットに関する細則」表1に規定する情報種別「緊急速報メール情報」を使用してLアラートに発信する場合は該当しません。 利用にあたっては、携帯電話事業者と緊急速報メールの利用に係る契約が締結されている必要があります。 本機能を利用するには、避難勧告・指示情報の発信を行っていることが条件となります。当機能のみの利用はできません。 全国センターのみで提供します。 この場合における携帯電話事業者は「情報伝達者」にあたりません。 </td> </tr> </tbody> </table>		説明	緊急速報メール発信支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 本機能は、規約第2条(20)で定義する「緊急速報メール」を地方公共団体がLアラートを利用して発信するために提供するものです。 本機能は、地方公共団体が利用できます。 地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から発信した緊急速報メールの情報を「Lアラート 取り扱う情報種別およびデータフォーマットに関する細則」表1に規定する情報種別「緊急速報メール情報」を使用してLアラートに発信する場合は該当しません。 利用にあたっては、携帯電話事業者と緊急速報メールの利用に係る契約が締結されている必要があります。 本機能を利用するには、避難勧告・指示情報の発信を行っていることが条件となります。当機能のみの利用はできません。 全国センターのみで提供します。 この場合における携帯電話事業者は「情報伝達者」にあたりません。
	説明							
緊急速報メール発信支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 本機能は、規約第2条(20)で定義する「緊急速報メール」を地方公共団体がLアラートを利用して発信するために提供するものです。 本機能は、地方公共団体が利用できます。 地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から発信した緊急速報メールの情報を「Lアラート 取り扱う情報種別およびデータフォーマットに関する細則」表1に規定する情報種別「緊急速報メール情報」を使用してLアラートに発信する場合は該当しません。 利用にあたっては、携帯電話事業者と緊急速報メールの利用に係る契約が締結されている必要があります。 本機能を利用するには、避難勧告・指示情報の発信を行っていることが条件となります。当機能のみの利用はできません。 全国センターのみで提供します。 この場合における携帯電話事業者は「情報伝達者」にあたりません。 							
7.	全国センターとバックアップセンターの使い分けに関する記述がない。	全国センターとバックアップセンターに関する記述を追記	第2条(11) 全国ノード Lアラートのノードシステムで、財団が設置、運用するもの。	同左 Lアラートのノードシステムで、財団が設置、運用するもの。 <u>全国センター、バックアップセンターより構成されます。</u>				

	改正理由	対処方法	現行文	修正文
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国センターとバックアップセンターへの情報の発信、全国センターとバックアップセンターからの情報を取得に関しての条件を記述 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>別紙1の第4項(留意事項)</u> <u>全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱う情報については、情報発信者は全国センターとバックアップセンターの両方に対して発信するものとし、また、情報伝達者、特定協力事業者及び「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を締結した一般協力事業者は全国センターとバックアップセンターの両方から情報を取得するものとします。</u>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事、障害等で全国センターが停止した場合、影響について記述 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>工事、障害等で全国センターが停止した場合、情報発信者が全国センターのみに発信する情報、財団が全国センターのみで取得する情報、財団が全国センターのみで提供する機能においてサービスの中断、情報の遅延、欠落が発生します。</u>
8.	再委託を委託に変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第25条(再委託)での記述を再委託から委託に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第24条(再委託) 財団は、サービス利用者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を財団の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、財団は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます)に対し、第41条(秘密情報の取り扱い)及び第42条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の財団の義務と同等の義務を負わせるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第24条(再委託) 財団は、サービス利用者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を財団の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、財団は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます)に対し、第41条(秘密情報の取り扱い)及び第42条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の財団の義務と同等の義務を負わせるものとします。

	改正理由	対処方法	現行文	修正文
		・ 第 41 条(秘密情報の取り扱い)第 6 項の再委託に関する記述を変更	・ 第 41 条(秘密情報の取り扱い)第 6 項 前各項の規定に関わらず、財団が必要と認めた場合には、第 24 条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、財団は再委託先に対して、本条に基づき財団が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。	同左 前各項の規定に関わらず、財団が必要と認めた場合には、第 24 条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、財団は再委託先に対して、本条に基づき財団が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
9.	連携システムを更新した場合の申請の手続きの記述が必要。	・ 第 26 条の2第 3 項で既に接続している設備の改修等を行う場合の申請について追加	・ 第 26 条の2第 3 項 利用者設備を設置して本サービスと接続しようとする者は、事前に財団所定のLアラート連携システム接続申請書を提出し、財団所定の検査に合格しなければなりません。	・ 同左 本サービスと接続するために利用者設備を新規に設置する者又は既に接続している設備の改修等を行う者は、事前に財団所定のLアラート連携システム接続申請書を提出しなければなりません。なお、本項に該当する者が情報発信者である場合、当該設備(既に接続済みで改修等をした設備も含む)の接続前に財団所定の検査に合格しなければなりません。
			・ なし	・ <u>また、財団は、財団が必要と認めた場合、その他のサービス利用者に対しても検査の合格を求めることができます。</u>

	改正理由	対処方法	現行文	修正文																							
10.	サービス利用者側の第三者への委託に関する記述が必要	<ul style="list-style-type: none"> 第 39 条の2にサービス利用者等が業務を委託する場合の条件を記載 委託先に対し、第 40 条(禁止事項)及び第 41 条(秘密情報の取り扱い)のほか当該委託業務遂行において利用契約等所定の当該団体の義務と同等の義務を遵守させるものとします。 	・なし	<ul style="list-style-type: none"> 第 39 条の 2(委託) サービス利用者等は、本サービスの利用に関して必要となる業務の一部を第三者に委託することができます。この場合、当該団体は、当該委託先(以下「委託先」といいます)に対し、第 40 条(禁止事項)及び第 41 条(秘密情報の取り扱い)のほか当該委託業務遂行において利用契約等所定の当該団体の義務と同等の義務を遵守させることにつき一切の責任を負うものとします。 																							
			・なし	<ul style="list-style-type: none"> 第 40 条(禁止事項)(17) サービス利用者等が遂行すべき業務全部を委託する行為 																							
			<ul style="list-style-type: none"> 第 41 条(秘密情報の取り扱い) なし 	同左第 9 項を追加 <u>サービス利用者等は、第三者に業務を委託する場合、当該委託先に前 8 項の内容を遵守させるとともに、当該委託先が同義務を遵守することにつき一切の責任を負うものとします。</u>																							
11.	コモンズエディタの提供の終了	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1 第 4 項ソフトウェアの提供で「コモンズエディタ—は平成 30 年度末に本番利用のための提供終了を予定する。」と明記 ただし、開発時のテスト発信の装置としては、現状の仕様を前提として、当面、許容する。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1第 6 項提供するソフトウェア <table border="1" data-bbox="1003 1114 1491 1350"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コモンズエディタ*1</td> <td>・ Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	コモンズエディタ*1	・ Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア		・		・		・	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1 2.1 ソフトウェアの提供 <table border="1" data-bbox="1518 1114 2119 1385"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コモンズツールソフトウェア</td> <td>コモンズエディタ</td> <td>・ Lアラートに情報を発信するための簡易ソフトウェア ・ 平成 30 年度末に本番利用のための提供の終了を予定します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">・</td> </tr> </tbody> </table>	項目	説明		コモンズツールソフトウェア	コモンズエディタ	・ Lアラートに情報を発信するための簡易ソフトウェア ・ 平成 30 年度末に本番利用のための提供の終了を予定します。		・		・		・	
項目	内容																										
コモンズエディタ*1	・ Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア																										
	・																										
	・																										
	・																										
項目	説明																										
コモンズツールソフトウェア	コモンズエディタ	・ Lアラートに情報を発信するための簡易ソフトウェア ・ 平成 30 年度末に本番利用のための提供の終了を予定します。																									
		・																									
		・																									
	・																										

	改正理由	対処方法	現行文	修正文																
		<ul style="list-style-type: none"> 提供終了時の扱いについて「Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則」に追記する 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 第6条(提供が終了したソフトウェア) ソフトウェアの提供終了日をもって利用者はその利用を終了するものとし、当該ソフトウェアのアンインストール、関連の資料等を返還もしくは廃棄を行うものとします。財団は、提供終了日以降、当該ソフトウェアに対する問合せおよび保守支援の対応を行いません。 																
12.	平成28年9月30日をもって、TVCMLの新規の提供を終了している。また、利用者に開示しない Comet-EDXL が掲載されている…。	<ul style="list-style-type: none"> 「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」表2データフォーマットから TVCML 及び Comet-EDXL の記載を削除 	<p style="text-align: center;">表 3: データフォーマット</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準 XML (PCXML)</td> <td>Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASIS によって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する</td> </tr> <tr> <td>TVCML</td> <td>TVCML 研究会で策定されたフォーマット サポートするバージョンは TVCML2.1 PULL 型、及び PUSH/PULL 型での取得が可能</td> </tr> <tr> <td>気象庁防災情報 XML</td> <td>気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する</td> </tr> <tr> <td>Comet-EDXL</td> <td>コモンズビューワ専用フォーマット注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)本仕様はサービス利用者等には開示しない</p>	項目	内容	標準 XML (PCXML)	Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASIS によって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する	TVCML	TVCML 研究会で策定されたフォーマット サポートするバージョンは TVCML2.1 PULL 型、及び PUSH/PULL 型での取得が可能	気象庁防災情報 XML	気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する	Comet-EDXL	コモンズビューワ専用フォーマット注)	<ul style="list-style-type: none"> なし <p style="text-align: center;">表 4: データフォーマット</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準 XML (PCXML)</td> <td>Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASIS によって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する</td> </tr> <tr> <td>気象庁防災情報 XML</td> <td>気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	標準 XML (PCXML)	Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASIS によって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する	気象庁防災情報 XML	気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する
項目	内容																			
標準 XML (PCXML)	Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASIS によって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する																			
TVCML	TVCML 研究会で策定されたフォーマット サポートするバージョンは TVCML2.1 PULL 型、及び PUSH/PULL 型での取得が可能																			
気象庁防災情報 XML	気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する																			
Comet-EDXL	コモンズビューワ専用フォーマット注)																			
項目	内容																			
標準 XML (PCXML)	Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASIS によって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する																			
気象庁防災情報 XML	気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する																			
13.	Lアラート基本要綱にある「災害等公共情報共有システム」の修正	<ul style="list-style-type: none"> Lアラート基本要綱に合わせて、災害等公共情報共有基盤に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> L アラートサービス利用規約における名称も合わせて変更 	<ul style="list-style-type: none"> 																

	改正理由	対処方法	現行文	修正文
14.	コモンズエディタ2の記載漏れ	・ 追記する	・ 規約第 2 条(19) コモンズツール 財団がサービス利用者等に対して提供する、 情報発信用のソフトウェア(コモンズエディタ)及 び情報受信用のソフトウェア(コモンズビュー ワ)の総称	・ 同左 財団がサービス利用者等に対して提供する、情報発信用 のソフトウェア(コモンズエディタ、 <u>コモンズエディタ2</u>)及び 情報受信用のソフトウェア(コモンズビューワ)の総称
			・ Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則第 1条第 1 項 Lアラート運用センターはサービス利用者等に 対して、次のソフトウェア(以下「コモンズソフト ウェア」と総称します。)を無償で提供します。 ・ ノードシステムソフトウェア ・ コモンズツール(コモンズエディタ、コモンズビ ューワ)	・ 同左 Lアラート運用センターはサービス利用者等に対して、次 のソフトウェア(以下「コモンズソフトウェア」と総称します。)を 無償で提供します。 ・ ノードシステムソフトウェア ・ コモンズツール(コモンズエディタ、 <u>コモンズエディタ2</u> 、コ モンズビューワ)
15.	自治体の表現が使われている	・ 地方公共団体に変更する。	・	・

改正日および施行日

改正日を3月24日、施行日を4月24に予定する。

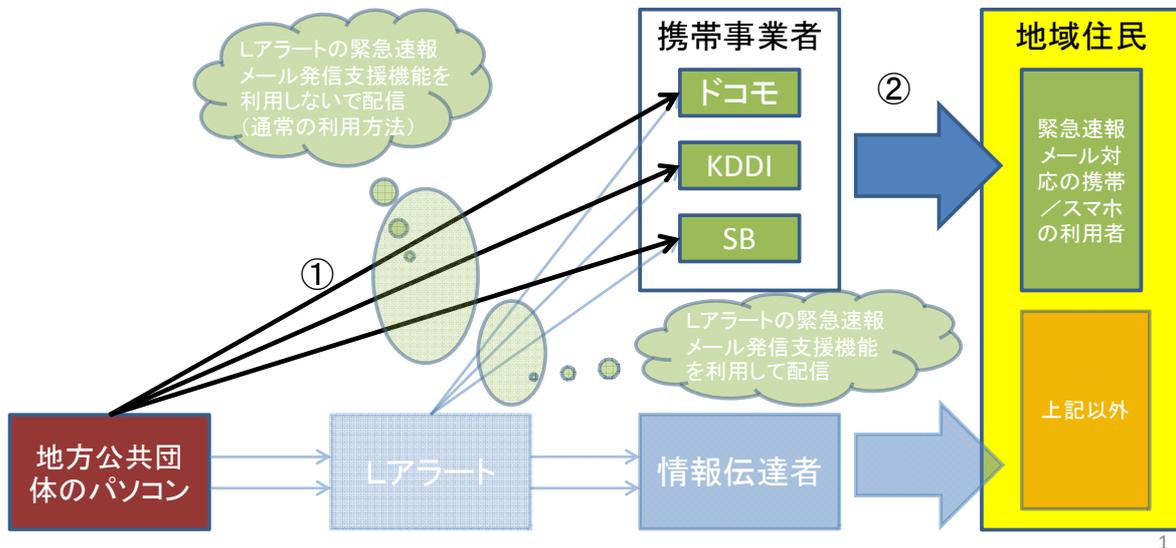
サービスの分類		基本/付加	情報種別
情報の受発信に関するサービス	Lアラートへの情報の発信	基本サービス	避難勧告・指示情報 避難所情報 一時滞在施設情報 災害対策本部設置状況 被害情報 お知らせ イベント情報 水位周知河川 緊急速報メール情報
		付加サービス	潮位情報 ^{※1} 河川水位情報 ^{※1} (新規の情報発信の受付を終了しました。) 雨量情報 ^{※1} (新規の情報発信の受付を終了しました。)
	Lアラートからの情報の受信	基本サービス	情報発信者が基本サービスとして発信する情報
		付加サービス	気象特別警報・警報・注意報 気象警報・注意報 土砂災害警戒情報 指定河川洪水予報 津波警報・注意報・予報 津波情報 沖合の津波観測に関する情報 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報(目撃情報付き) 震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 地震の活動状況等に関する情報 地震回数に関する情報 顕著な地震の震源要素更新のお知らせ 噴火警報・予報 噴火速報 国民保護情報 潮位情報 ^{※2} 河川水位情報 ^{※2} 雨量情報 ^{※2}
その他のサービス	コモンズツールの提供	付加サービス	コモンズエディター コモンズエディター2 コモンズビューワ
	ノードシステムソフトウェアの提供	付加サービス	
	緊急速報メール発信支援機能の提供	付加サービス	

※1: 発信するためには、財団への事前の申込みが必要

※2: 受信するためには、財団への事前の申込みが必要

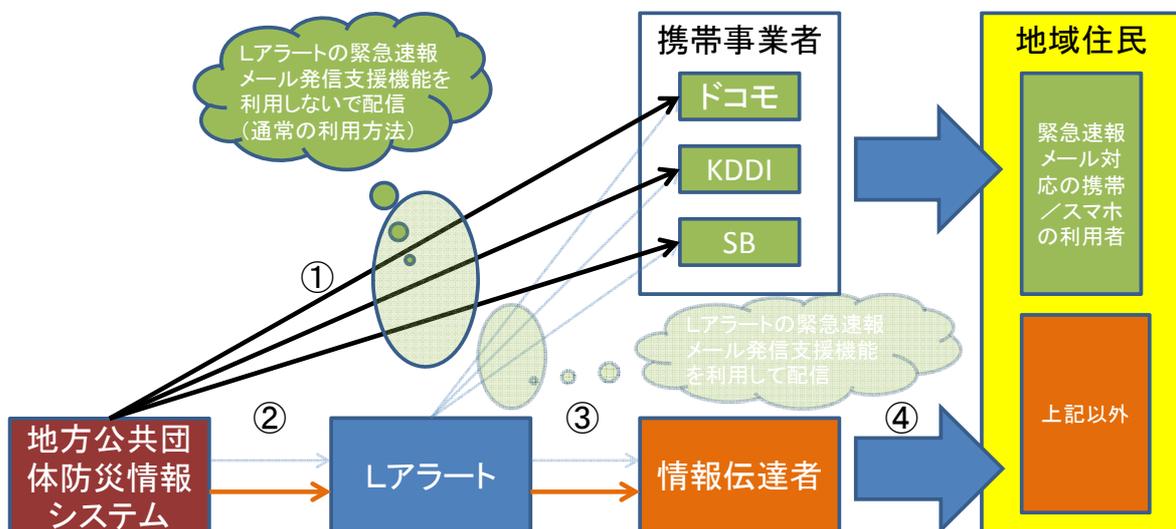
緊急速報メールの一般的な発信方法について

- 緊急速報メール発信支援機能を利用せず、地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から緊急速報メールで発信した情報と同じ内容の情報を「緊急速報メールXML情報」としてLアラートへ発信する方式。
- 規約別紙1-3「緊急速報メール発信支援機能」を利用して、Lアラートの中継して携帯事業者へ緊急速報メールを配信する方式。緊急速報メールの内容は、サービス利用者等にも配信する。



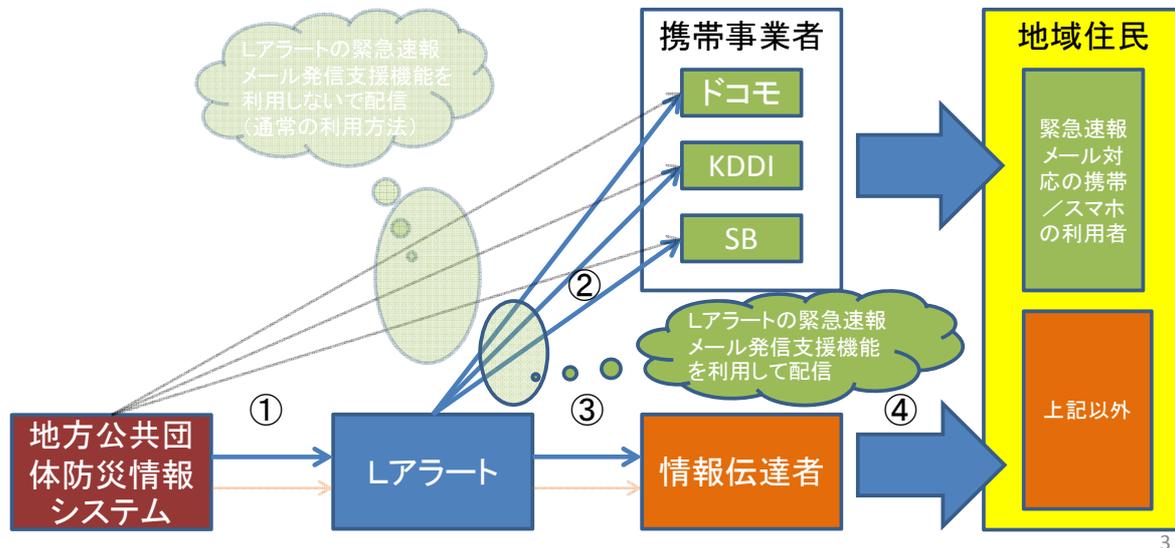
緊急速報メール情報について(Lアラートでの方式1)

- 緊急速報メール発信支援機能を利用せず、地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から緊急速報メールで発信した情報と同じ内容の情報を「緊急速報メールXML情報」としてLアラートへ発信する方式。
- 規約別紙1-3「緊急速報メール発信支援機能」を利用して、Lアラートの中継して携帯事業者へ緊急速報メールを配信する方式。緊急速報メールの内容は、サービス利用者等にも配信する。



緊急速報メール発信支援機能について(Lアラートでの方式2)

- 緊急速報メール発信支援機能を利用せず、地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から緊急速報メールで発信した情報と同じ内容の情報を「緊急速報メールXML情報」としてLアラートへ発信する方式。
- 規約別紙1-3「緊急速報メール発信支援機能」を利用して、Lアラートの中継して携帯事業者へ緊急速報メールを配信する方式。緊急速報メールの内容は、サービス利用者等にも配信する。



3

Lアラート基本要綱

平成 ~~2028~~年 ~~4~~12月 ~~8~~1日 改正(案)

第 ~~2.21~~版

■改正履歴

日付	版	改正内容
平成 22 年 4 月 1 日	1.0	初版発行
平成 22 年 8 月 11 日	1.1	第5条 「第3条原則(5)」を「第4条原則(5)」に訂正
平成 23 年 5 月 25 日	1.2	<ul style="list-style-type: none">第9条 「サービス利用者以外の情報共有は認めない。」を削除第9条第2項を追加第12条 「社会的責任が最大限に発揮できる」を「社会的使命が滞りなく果たされる」に訂正
平成 24 年 4 月 2 日	1.3	一般財団法人への移行による財団名称の変更
平成 25 年 4 月 1 日	1.4	協力事業者に関する規定の追加等
平成 26 年 12 月 1 日	1.5	協力事業者に関する規定の変更
平成 27 年 4 月 1 日	2.0	<ul style="list-style-type: none">「公共情報共有基盤基本要綱」を「Lアラート基本要綱」に名称変更「公共情報共有基盤」を「災害等公共情報共有システム」に名称変更「地域住民」を「地域の居住者、滞在者その他の者」に変更し、帰宅困難者及び通過車両への情報提供を明確化(第4条第2項)中間伝達者の名称を廃止し、記述を削除(第8条)
平成 28 年 12 月 1 日	2.1	<ul style="list-style-type: none">第10条の中間伝達者を削除(平成 27 年 4 月 1 日の改定の際の削除漏れ)
<u>平成 29 年 4 月 8 日</u>	<u>2.2</u>	<ul style="list-style-type: none"><u>「災害等公共情報共有システム」を「災害等公共情報共有基盤」に名称変更</u>

第1章 総則	3
第1条 基本要綱の目的	3
第2条 災害等公共情報共有 基盤システム の目的	3
第2章 Lアラートの定義と原則	3
第3条 定義	3
第4条 原則	3
第3章 Lアラートの利用	4
第5条 サービスの利用	4
第6条 情報発信者	4
第7条 情報伝達者	4
第8条 削除	4
第8条の2 特別利用者	4
第8条の3 協力事業者	5
第9条 サービス利用者間の情報共有	5
2 サービス利用者以外への情報提供	5
第10条 情報の編集と伝達	5
第11条 サービス利用者等の営利的活動	5
第12条 サービス利用者等の間の相互協力	5
第13条 法令・規約類の遵守	5
第4章 Lアラートのシステム	6
第14条 情報システム	6
第15条 ネットワーク	6
第16条 システムの可用性	6
第17条 標準技術の採用	6
第5章 Lアラートの運営	6
第18条 運営主体	6
第19条 運営の中立性・公共性	6
第20条 規約類の策定	6
附則	6
第1条 適用	6
附則(平成 23 年 5 月 25 日改正)	7
第1条 適用	7
附則(平成 25 年 4 月 1 日改正)	7
第1条 適用	7
附則(平成 26 年 12 月 1 日改正)	7
第1条 適用	7
附則(平成 27 年 4 月 1 日改正)	7
第1条 適用	7

第1章 総則

第1条 基本要綱の目的

Lアラート基本要綱(以下「基本要綱」という。)は、災害等公共情報共有 **基盤システム**の理念、目的を明らかにし、当該システムの発展および適切な運営と利用参加の推進を目的とする。

第2条 災害等公共情報共有 **基盤システム**の目的

地域社会における住民の生命、財産の安全の確保は公的分野の大きな役割であるが、災害時等においては住民自らが自助、共助していくことも極めて重要である。そのためには、地方公共団体等の地域に密接した公的分野が発する各種情報を迅速に提供し共有化を図ることが住民の災害対応支援の必須の要件であり、被害の拡大抑止と早期復旧の要件でもある。また、かかる地域の時代にあっては、災害時以外にも疾病や公害などの各種の公共性の高い情報を共有することも、住民と行政、更には企業活動にとって重要性を増している。

こうしたことから、災害情報をはじめとした公共性の高い情報(以下「災害等公共情報」という。)を効率的に流通させる社会システム、情報インフラの構築が急務であり、そのためには災害等公共情報を発信しあるいは伝達するといった役割を担うあらゆる組織、企業、団体の協力が求められる。

そうした理念に基づき、一般財団法人マルチメディア振興センターは災害等公共情報共有 **基盤システム**を構築する。当該システムは、公的分野の情報の一元的集約と地方公共団体間での相互共有を図るとともに、放送を始めとする各種情報媒体が効率的に地域住民に対して情報を提供するためのサービスをICT技術の活用によって実現し、広く公益に資する事を目的とする。

第2章 Lアラートの定義と原則

第3条 定義

災害等公共情報共有 **基盤システム**は、災害等公共情報を有する者と当該情報を広く地域住民に伝達する手段を有する者とがひとつの情報システムを共用することによって、両者の間での効率的な情報共有と流通を実現する社会システムであり、情報インフラである。以下では、かかる社会システム及び情報インフラを「Lアラート」と総称する。

第4条 原則

第2条に掲げる目的を達するために、Lアラートには次の原則を定める。

(1) 情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則

災害等公共情報が、迅速かつ的確に住民に提供されること。

(2) 地域住民の視点での必要性、有用性の原則

地域の居住者、滞在者その他の者(以下「地域住民」という。)のニーズに応え、住民生活の安心・安全に資すること。

- (3) 地方公共団体にとっての必要性、有用性の原則
地方公共団体にとって有用性が高いこと。
- (4) 簡便性の原則
防災担当等、地域の安心・安全に実際に携わる地方公共団体の職員及び地方公共団体にとって、過度の負担とならないこと。
- (5) 自主性、任意性の原則
趣旨に賛同する者の自主的な参画によること。
- (6) 継続性、浸透性の原則
継続的に運用され、必要な情報に係るサービスの提供が行われていることが住民の間に認知されること。
- (7) 効率性の原則
効率性に反しないこと。
- (8) 技術適応性の原則
ICTの急速な進展を踏まえて対応すること。

第3章 Lアラートの利用

第5条 サービスの利用

Lアラートのサービスの利用は、第4条原則(5)に明記するように、Lアラートの趣旨への賛同を前提とした自主的な発意による。サービスの利用は法人もしくはそれに準ずる組織、企業、団体に限る。

第6条 情報発信者

地域住民に提供、周知すべき公共性の高い情報を保有し、Lアラートに向けてその情報を発信する者を「情報発信者」と言う。

情報発信者には、地方公共団体、公共性のある情報を発信する官公庁・団体、公共サービスを提供する民間事業者などが想定される。

第7条 情報伝達者

Lアラートから情報配信を受け、地域住民に向けて伝達する者を「情報伝達者」と言う。

情報伝達者には放送、新聞などのマスメディア関連の事業者、通信事業者などが想定される。

第8条 削除

第8条の2 特別利用者

情報発信者及び情報伝達者(以下「サービス利用者」という。)には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点からLアラートの情報を利用することを認められた

者を「特別利用者」という。

特別利用者には、官公庁、研究機関などが想定される。

第8条の3 協力事業者

他のサービス利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から本サービス用設備等の一部の利用を財団から認められた者を「協力事業者」という。

協力事業者には、システム関連事業者などが想定される。

第9条 サービス利用者間の情報共有

Lアラートが収集する情報は全てのサービス利用者によって共有され、共有にあたっての制限は原則として設けない。ただし個人情報保護の観点および情報発信者側の特段の理由から必要と判断される場合は、公平公正な規則の下で公開を制限することもありうる。

2 サービス利用者以外への情報提供

Lアラートの情報を利用できる者はサービス利用者及び特別利用者に限定することを原則とするが、サービス利用者及び特別利用者以外の組織、団体であっても当該組織、団体にLアラートから情報を提供することが公共、公益又は本サービスの普及に資すると認められる場合は、情報を提供する場合がある。

第10条 情報の編集と伝達

情報伝達者は取得した情報を伝達するにあたって、情報の採否と、伝達者としての使命を遂行するに相応な情報の形式や内容等の編集を、自主自律的な判断に基づいて行う権限を有することを確認する。

第11条 サービス利用者等の営利的活動

Lアラートにおいては各サービス利用者、特別利用者及び協力事業者(以下「サービス利用者等」という。)の活動における営利性を否定するものではないが、Lアラートの目的が公共性、公益性にあることに十分に留意されなければならない。

第12条 サービス利用者等間の相互協力

Lアラートのサービス利用者等は、災害対応が効率的に行われ、有効な情報が住民に対して迅速かつ確実に伝達されることが最優先事項であることを確認する。したがってサービス利用者等は、全てのサービス利用者等においてその社会的使命が滞りなく果たされるよう相互に協力し、これに反する状況を自ら出来させるおそれのある行為は厳に慎まなければならない。

第13条 法令・規約類の遵守

Lアラートに関わる活動においては、全てのサービス利用者等は関係法令、基本要綱、各種規約類を遵守しなければならない。

第4章 Lアラートのシステム

第14条 情報システム

Lアラートを実現する情報システムは情報の収集、共有、配信の全部または一部を機能として有し、そのようなシステムの単位を「ノード」と呼ぶ。システム全体では複数のノードが存在しうる。

第15条 ネットワーク

Lアラートの各ノードは相互に接続しネットワークを構成する。その場合、ノードは相互に機能的に連携し、全体として協調的、補完的に機能する。

またLアラートの一部のノードは各サービス利用者等の有するシステムとも接続可能であり、効率的な情報の共有と流通を実現する。

第16条 システムの可用性

Lアラートは住民の安心・安全に関わる情報の提供を行うものであり、ネットワークを含む情報システム全体としての可用性は極めて重要である。Lアラートは特にその有用性を発揮すべき有る時においても遅滞なく機能するよう考慮する。

第17条 標準技術の採用

Lアラートでは、そのシステムで使用する通信プロトコル、データ形式などには広く一般に使われる標準技術を採用し、独自性や特殊性を排するよう努める。

またLアラートとしては、その必要において、各種技術の標準化について当該標準化団体に対して実装に基づく技術検討を提案することがある。

第5章 Lアラートの運営

第18条 運営主体

Lアラートは一般財団法人マルチメディア振興センターが運営主体としてその運営にあたる。

運営主体はLアラートを運営するにあたって関係法令、基本要綱、各種規約類を遵守しなければならない。

第19条 運営の中立性・公共性

Lアラートの運営は、その事業の公益性に鑑み、中立性および公共性を担保し、かつ営利性を排除しなければならない。

第20条 規約類の策定

Lアラートでは、その利用および運営に関する必要な規約、技術要件等を策定する。これらの規約、技術要件等は中立性、公正性に留意しつつ運営主体が策定する。

附則

第1条 適用

基本要綱は平成22年4月1日より適用する。

附則(平成23年5月25日改正)

第1条 適用

本改正要綱は平成23年5月25日より適用する。

附則(平成25年4月1日改正)

第1条 適用

本改正要綱は平成25年5月1日より適用する。

附則(平成26年12月1日改正)

第1条 適用

本改正要綱は平成27年1月1日より適用する。

附則(平成27年4月1日改正)

第1条 適用

本改正要綱は平成27年5月1日より適用する。

附則(平成28年12月1日改正)

第1条 適用

本改正要綱は平成29年1月4日より適用する。

附則(平成29年4月8日改正)

第1条 適用

本改正要綱は平成29年5月8日より適用する。

Lアラート[®]

サービス利用規約

平成 ~~2928~~年 ~~412~~月 ~~241~~日改正 (案)

第 ~~1.98~~版

改正履歴

日付	版	改正内容
平成 23 年 5 月 25 日	1.0	初版発行
平成 24 年 4 月 2 日	1.1	一般財団法人への移行による財団名の変更
平成 25 年 4 月 1 日	1.2	協力事業者に関する規定の追加等
平成 25 年 11 月 1 日	1.3	受信した情報の提供に営利を求めないことの明確化等
平成 26 年 12 月 1 日	1.4	協力事業者に関する規定の変更
平成 27 年 4 月 1 日	1.5	<ul style="list-style-type: none"> 基本要綱の改正に伴う名称等の変更 情報伝達者に特定情報伝達者と一般情報伝達者の区分を設定 協力事業者に特定協力事業者と一般協力事業者の区分を設定 中間伝達者を削除 サービス利用申込にあたり一般情報伝達者、特別利用者、協力事業者に対して対面審査を行うことを明記(第11条第1項) サービス利用資格審査の標準処理時間を変更(第11条第3項) 一般情報伝達者、協力事業者、特別利用者(官公庁を除く。)に対して利用契約期間を設定し、継続利用の場合は利用継続申請を行うことを明記(第14条関連) 利用者設備を設置し本サービスと接続する場合、接続申請を行うことを明記(第26条の3) コモンズツールの利用条件と利用者の責務を明記(第28条第5項) 情報発信者はサービス利用の開始に先立ち、発信予定の全情報種別に対して情報発信検査に合格が必要であることを明記(第30条第1項) システム連携を行うサービス利用者等(特別利用者除く)はサービス利用の開始に先立ち、適合検査に合格が必要であることを明記(第30条第2項) 情報発信者は本番情報発信に先立ち、財団に通知することを明記(第30条第3項) 情報発信者が公共情報コモンズから得た情報を自らの媒体を利用して伝達するための条件を規定(第32条第3項) 一般情報伝達者、特別利用者(官公庁除く。)、協力事業者に対してサービスの利用状況及び活動状況の報告を明記(第33条第6項、第37条第5項、第37条の2第9項) 協力事業者はサービス利用者等に利用者設備を販売又は提供した場合の当該団体名の報告を明記(第37条の2第8項) コモンズツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務を明記(別紙5)

日付	版	改正内容
平成 27 年 7 月 1 日	1.6	<ul style="list-style-type: none"> 特別利用者に官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者を追加 諮問機関の構成員の構成要件を明記 特別利用者が災害等公共情報を利用する際の条件を追記
平成 27 年 12 月 25 日	1.7	<ul style="list-style-type: none"> 公共情報コモンズの商標に関する記述をLアラートの商標に変更 サービス名称を公共情報コモンズからLアラートに変更(2条(3)) 商標の利用に関する細則を追加 特別利用者の定義の表現を変更(2条(8)) 協力事業者の定義の表現を変更(2条(8-2)) 利用者設置ノードの定義の表現を「サービス利用者が設置し、財団が認めるもの」を「サービス利用者が設置、運用するもの」に変更(2条(12)) 利用申込は、当該団体の代表者が行う必要があることを明記(9条) 利用責任者、技術担当者の変更の連絡方法を変更(9条の2の2項) 財団が協力事業者の提供する設備又はサービスの可用性及び適合性について保証しないことを明記(18条2項(5)) 公共情報コモンズセンターをLアラート運用センターに変更(22条) 利用者設備の接続に当たり、財団が実施する検査に合格する必要があることを明記(26条の2の3項) 都道府県の責務を記載(第31条第7項) 情報発信者が情報の発信を行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(31条6項) 情報伝達者が情報の伝達を行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(33条7項) 協力事業者が情報の発信もしくは伝達が行えない場合の早急な復旧と財団への報告義務を明記(37条7項) 特別利用者の責務と権限の規定を分割(35条、36条) 特定協力事業者とLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者に対して、協力事業者における連携システムの接続に関する契約を締結する必要があることを明記(37条5項) 協力事業者の責務と権限の規定を分割(37条、37条の2) 第41条(秘密情報等の取り扱い)に違反する行為を禁止事項に追記(40条) 平成28年9月30日の時点において、TVCML又はHTML/RSSを利用している接続者について、その継続利用の申請を行った場合に限り、一定の条件の下で平成33年9月30日までの利用を許可することを記載。(別紙1) 利用者設置ノードに関する記述を修正(別紙1) 秘密事項に全国ノード及びテストノードの接続に関する情報

日付	版	改正内容
		を追加(別紙3)
平成 28 年 12 月 1 日	1.8	<ul style="list-style-type: none"> 第18条「財団が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙「Lアラートサービス項目」に定めるとおりとします。」を「財団が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙1「Lアラートサービス項目」に定めるとおりとします。」に修正 別紙1 Lアラートサービス サービス項目でコモンズエディタ2を追記
平成 29 年 4 月 8 日	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <u>Lアラート基本要綱での表現の変更に伴い「災害等公共情報共有システム」との用語を「災害等公共情報共有基盤」に変更</u> <u>Lアラートサービスの記述を変更</u> <u>第2条(定義)で基本サービス、付加サービス及び緊急速報メーラの定義を追加し、特別利用者の定義を変更</u> <u>全国ノードの記述を変更</u> <u>第10条(サービス利用者等の公開)で利用責任者等の所属部署及び連絡先の公共情報コモンズ wiki での公表を追加。また、その実施は平成29年10月1日とする旨附則に明記。</u> <u>別紙1で情報伝達者が防災気象情報、国民保護情報を利用するには、避難勧告・指示情報の住民への伝達を行う必要があるとした。</u> <u>第18条別紙1の内容を別紙1(Lアラート サービス項目)と別紙1-2(Lアラート 接続及び財団が提供する設備)に分割し、別紙1で基本サービスと付加サービスの内容を明示</u> <u>第26条の2第3項で既に接続している設備の改修等を行う場合の申請について追加</u> <u>第39条の2にサービス利用者等が業務の委託する場合の条件を記載</u> <u>別紙1でサービスの内容に基本サービスか付加サービスかを明記</u> <u>別紙1の留意事項に全国センターとバックアップセンターとの間での情報の発信・取得方法について記述</u> <u>避難勧告・指示情報を住民へ伝達することを情報伝達者が防災気象情報、国民保護情報を利用する条件と明記</u> <u>自治体の表現を地方公共団体に変更</u>

目次

第1章	総則	5
第2章	契約の締結等	8
第3章	サービス	1140
第4章	設備	12
第5章	利用料金	14
第6章	サービス利用者等の責務及び権利等	14
第7章	秘密情報等の取り扱い	1948
第8章	損害賠償等	2049
別紙1	「Lアラート サービス項目」	
別紙1-2	「Lアラート 接続及び財団が提供する設備」	
別紙2	「Lアラート センターの業務範囲」	
別紙3	「Lアラート サービスにおける秘密情報」	
別紙4	「Lアラート サービス 利用資格認定基準」	
別紙5	「Lアラート コモンズツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務」	

「Lアラート」は一般財団法人マルチメディア振興センター及び総務省共同の登録商標です。(登録第5802710号)

第1章 総則

(サービス規約の適用)

- 第1条 一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」といいます)は、「Lアラートサービス利用規約」(以下「サービス規約」といいます)に基づき、公共情報共有基盤の実用化に向けた「Lアラートサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供します。
- 2 サービス規約は、「Lアラート基本要綱」を基本原則として本サービスを利用するにあたっての規約を定めるものとします。またサービス規約の解釈及び運用において必要な細部の事項は次の各号に掲げる細則(以下「細則」といいます)として別に定めるものとします。
- (1) Lアラート サービス利用者アカウントの発行と管理に関する細則(CMNS-A20-003)
 - (2) Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則(CMNS-A20-004)
 - (3) Lアラート 情報発信及び受信に関する細則(CMNS-A20-005)
 - (4) Lアラート 情報種別の追加及び改廃に関する細則(CMNS-A20-006)
 - (5) Lアラート システムの機能追加及び改廃に関する細則(CMNS-A20-007)
 - (6) Lアラート 連携システムの接続等に関する細則(CMNS-A20-008)
 - (7) Lアラート 本番利用開始手順に関する細則(CMNS-A20-009)
 - (8) Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)
 - (9) 「Lアラート」商標及びロゴの利用に関する細則(CMNS-A20-011)

(用語の定義)

第2条 サービス規約及び前条に定める細則では以下の用語を使用します。

- (1) 災害等公共情報
災害関連情報をはじめとした公共性の高い情報。
- (1-2) 災害等公共情報共有基盤システム
災害等公共情報を有する者と当該情報を広く地域の居住者、滞在者その他の者(以下「地域住民」という。)に伝達する手段を有する者とがひとつの情報システムを共有することによって、両者の間での効率的な情報共有と多様な手段を活用した流通を実現する社会システムであり、情報インフラ。
- (1-3) Lアラート
災害等公共情報について、第4項に定める情報発信者と第5項に定める情報伝達者の間での効率的な情報共有と流通を実現する、社会システム及び情報インフラの総称。
- (2) 削除
- (3) Lアラートサービス
財団がLアラートにおいて提供するサービスの総称。なお、Lアラートサービスは、情報の受発信に関するサービス、その他の付加サービスの2種に、また、情報の受発信に関するサービスは更に「基本サービス」と「付加サービス」の2種類に分類されます。
- (3-2) 基本サービス
基本サービスとは「公共情報共有基盤」を実現するにあたって基本的な機能を提供するものです。詳細は、別紙1「Lアラート サービス項目」及び「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。

(3-3) 付加サービス

付加サービスとはサービス利用者の利便性を高める情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供するものです。詳細は、別紙1「Lアラート サービス項目」及び「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則 (CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします名称。

- (4) 情報発信者
災害等公共情報を保有し、Lアラートに向けてその情報を発信する者。地方公共団体、災害等公共情報を発信する官公庁、団体、公共サービスを提供する民間事業者等。
- (5) 情報伝達者
Lアラートから受信した災害等公共情報を広く地域住民に向けて伝達・提供することを目的とした行為（以下「情報伝達」という。）を行う者。
- (5-2) 特定情報伝達者
情報伝達者のうち、災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達を行う放送事業者、新聞社その他のマスメディア関連の事業者。
- (5-3) 一般情報伝達者
特定情報伝達者以外の情報伝達者。ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者等。
- (6) 削除
- (7) サービス利用者
本サービスを利用する、情報発信者及び情報伝達者の総称。
- (8) 特別利用者
情報発信者及び情報伝達者以外の者で、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等で公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点からLアラートから受信した災害等公共情報を利用することを財団から認められた者。官公庁、研究機関、官公庁から委託を受けて実証実験を行うとしようとする民間事業者、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等。
- (8-2) 協力事業者
他のサービス利用者等の利便性の向上に資する機能を提供することで、Lアラートサービスの普及及び発展に協力することを申し出た団体で財団から認められた者。
- (8-2-1) 特定協力事業者
協力事業者のうち、情報伝達者からの委託を受けて、Lアラートから受信した災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、当該情報伝達者に提供する者。ケーブルテレビ運営統括会社等。
- (8-2-2) 一般協力事業者
協力事業者のうち、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、特定協力事業者以外の者。システム関連事業者等。
- (9) サービス利用者等
サービス利用者、特別利用者及び協力事業者の総称。
- (10) 購読者
サービス利用者等の種類によらず、情報発信者の発信する情報を受信する者の総称。
- (11) 全国ノード
Lアラートのノードシステムで、財団が設置、運用するもの。全国センター、バックアップセンターより構成されます。
- (12) 利用者設置ノード

Lアラートのノードシステムで、財団からノードシステムのプログラムの使用を認められたサービス利用者が設置及び運営するもの。

(12-2) テストノード

Lアラートのノードシステムで、試験用のものとして財団が設置、運用するもの。

- (13) 利用規約等
本サービス規約及び前条2項に定める細則の総称。
- (14) 利用契約
利用規約等に基づき財団とサービス利用者等との間に締結される、本サービスに関する利用契約。
- (15) 利用契約等
利用契約及び利用規約等の総称。
- (16) 利用者設備
本サービスの提供を受けるためサービス利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。
- (17) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、財団が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。
- (18) 本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために財団が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線。

~~(19) コモンズツール~~

財団がサービス利用者等に対して提供する、情報発信用のソフトウェアソフトウェア（コモンズエディタ、コモンズエディタ2）及び情報受信用のソフトウェア（コモンズビューワー）の総称

(19) 緊急速報メール

(株)NTT ドコモ、KDDI(株)（沖縄セルラー電話(株)を含む）、ソフトバンク(株)がそれぞれ「緊急速報「エリアメール」サービス利用規約」、「緊急速報メール「災害・避難情報」提供 サービス利用規約」、「緊急速報メール サービス利用規約」に基づいて提供するサービスを総称します。

(財団からの通知)

第3条 財団からサービス利用者等への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は財団の運営するサービス利用者等の専用ホームページ「コモンズWiki」に掲載する等、財団が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき財団からサービス利用者等への通知を電子メールの送信又は財団の運営するコモンズWikiへの掲載により行う場合、サービス利用者等に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はコモンズWikiへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(サービス規約及び細則の変更)

第4条 財団は、自らの判断によりサービス規約及び細則を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、サービス利用者等の利用条件その他利用契約の内容は、変更の際の附則に特段の定めがない限り、変更後の新サービス規約及び細則を適用するものとします。

- 2 サービス規約及び細則の変更は、公平性、公正性を十分に配慮して行います。
- 3 財団は、サービス規約及び細則の変更を行う場合は、30日の予告期間をおいて、変更後の新サービス規約及び細則の内容をサービス利用者等に通知するものとします。ただし急を要する変更の際には、財団は必要に応じて予告期間を短縮することができるものとします。

(権利義務譲渡等の禁止)

第5条 サービス利用者等は、あらかじめ財団の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、その他の処分をしてはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 サービス利用者等と財団の間で訴訟の必要が生じた場合には、日本国の国際裁判管轄に服するものとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨を尊重して、法令、慣習、並びに当事者の意思に基づき判断するものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 本サービスの利用を希望する団体(特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。)は財団と所定の手続きによる利用契約を締結するものとします。利用契約は、本サービスの利用申込者(利用継続申込者を含む。以下、同じ。)が、財団所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書を財団に提出し、財団がこれに対し第11条に定める利用資格審査を行い、財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約等の内容を承諾の上、当該団体の代表者が申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、財団は、本サービスの利用申込者が利用規約等の内容を承諾しているものとみなします。

- 2 利用契約の変更は、契約者が財団所定の利用変更申込書を財団に提出し、財団がこれに対し財団所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
- 3 本サービスの利用申込とそれに対する承諾により利用契約が締結された場合、財団は速やかに本サービスの利用開始にあたって必要な手続きを取るものとします。
- 4

(利用責任者及び技術担当者)

第9条の2 サービス利用者等は、本サービスの利用に関する利用責任者及び技術担当者をあらかじめ定めた上、財団所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書に記載して財団へ通知するものとします。本サービスの利用に関する財団との連絡・確認等は、原則として技術的な内容については技術担当者を通じ、それ以外の内容については利用責任者を通じて行うものとします。

- 2 サービス利用者等は、利用申込書に記載した利用責任者又は技術担当者に変更が生じた場合、速やかに財団所定の方法でその変更を行うものとします。サービス利用者等が当該通知を怠ったことにより生じた不利益について、財団はいかなる責任も負わないものとします。

(サービス利用者等の公開)

第10条 財団は、Lアラートの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開するものとします。

第10条 2 財団は、サービス利用者等の利用責任者もしくは利用責任者が別に定める部署名及び連絡先を利用責任者の同意を得た上で公共情報コモンズ wiki に掲載し、サービス利用者等に公開します。なお、公開に同意しない者に対しては他のサービス利用者等の部署名及び連絡先を公開しないものとします。

(本サービスの利用資格審査)

第11条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者又は協力事業者のいずれか)に従い、財団はその所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書の別紙「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、一般情報伝達者、特別利用者及び協力事業者については、対面審査を実施するものとします。

- 2 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の認定を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格認定、利用契約締結を要するものとします。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。
- 3 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書又は利用継続申込書を受領した日から1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とします。
- 4 利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を拒否することができます。

(利用変更申込書の提出)

第12条 サービス利用者等は、その名称、商号、所在地、住所、連絡先又はその他利用申込書の契約者等にかかわる事項に変更のあるときは、財団の定める方法により変更実施日の30日前までに財団所定の利用変更申込書を提出するものとします。

- 2 財団は、サービス利用者等が前項の利用変更申込書の提出を怠ったことにより、財団からの通知の不到達その他の事由による損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第13条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用者等への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他不可抗力により本サービスを提供できない場合

- 2 財団は、本サービス用設備等の定期点検を行う等必要があるときは、サービス利用者等に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止できるものとします。
- 3 財団は、サービス利用者等が利用契約等に違反した場合(本サービス規約に基づく財団からの費用の請求に応じない場合を含みます。)には、サービス利用者等への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 財団は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(サービス及び利用契約の有効期間)

- 第14条 財団は、本サービスの提供を平成23年6月13日から開始し、情報発信者である地方公共団体又は特定情報伝達者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。
- 2 情報発信者(地方公共団体を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができます。
 - 3 特定情報伝達者である特定協力事業者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。
 - 4 一般情報伝達者又は協力事業者(特定情報伝達者である場合を除く。)と財団との間の利用契約については、その締結日の翌々年度の末日に終了するものとします。
 - 5 特別利用者(官公庁を除く。)と財団との間の利用契約については、その締結日の翌々年度の末日に終了するものとします。
 - 6 官公庁である特別利用者(情報発信者である場合を除く。)と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができます。
 - 7 前6項にかかわらず、財団が本サービスを終了する場合、第22条(本サービスの運営体制)第2項に定める諮問機関と合議の上、相当の猶予期間を置いて本サービスの終了期日を決定し、サービス利用者等に速やかに通知するものとします。ただし、経営上その他やむを得ない事由がある場合には、財団は諮問機関との合議を経ることなく本サービスを終了することができるものとします。

(利用継続申込書の提出)

第14条の2 サービス有効期間の定められたサービス利用者等であって、本サービスの継続利用を希望する事業者は、サービス有効期間の末日の60日前までに財団所定の利用継続申込書を提出するものとします。

(サービス利用者等からの利用契約の解約)

- 第15条 サービス利用者等は、解約希望日の30日前までに財団所定の解約希望申込書を提出することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。
- 2 財団は、第16条の2に規定された利用契約の終了に伴う手続きがすべて履行されたことを確認した上で、解約申込者に対し、利用契約の解約を承諾した旨の通知を行います。当該承諾の通知の発信をもって、当該利用契約が解約希望日に解約されることとなります。
 - 3 解約希望日の記載のない場合又は解約希望申込書が財団に到着した日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望申請書の到着日より30日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

(財団からの利用契約の解約)

- 第16条 財団は、その判断により、サービス利用者等へ事前に通知の上、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。ただし、財団は、解約に当たって、サービス利用者等の利用の状況に配慮することとします。
- 2 財団は、サービス利用者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、サービス利用者等への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) サービス利用者等の業容、業務実施状況の変更等により、当該サービス利用者等が資格認定基準を満たさなくなった場合
 - (2) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (3) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

- (4) 利用契約等に違反(本サービス規約に基づく財団からの費用の請求に応じない場合を含みます。)し財団がかかる違反の是正を催告した後も合理的な期間内に是正されない場合
- (5) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (6) 前各号に定める他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(利用契約の終了に伴う手続)

第16条の2 サービス利用者等は、事由の如何を問わず、利用契約が終了したときは、財団の指示に従い、第41条(秘密情報の取り扱い)に定める秘密情報及び財団から提供された文書、電磁的記録媒体、電子データその他有形無形の一切の情報(一般に公開しているものを除きます。)を財団に返還し又は廃棄しなければならないものとします。

第3章 サービス

(サービスの名称)

- 第17条 本サービスの名称は、「Lアラートサービス」とします。
- 2 「Lアラート」は、財団及び総務省共同の登録商標(登録第5802710号)であり、サービス利用者等が「Lアラート」の名称を使用するには、細則に定める場合のほか、以下に示す方法によって財団及び総務省共同の商標権を明示しなければなりません。

例) 「Lアラート」は一般財団法人マルチメディア振興センター及び総務省共同の登録商標です。

(本サービスの内容)

- 第18条 財団が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙1「Lアラート サービスアラートサービス項目」に定めるとおりとします。
- 2 サービス利用者等は、以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスに財団に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 本サービスの不具合については、財団は一切その責を免れること
 - (3) 本サービスで送受される情報の伝達内容の正確性、妥当性について、財団は関知しないこと
 - (4) 利用者設備の本サービス用設備への接続に関する可用性、適合性等について、財団は保証するものでないこと
 - (5) 協力事業者の提供する設備及びサービスの可用性及び適合性等について、財団は保証するものではないこと
 - 3 サービス利用者等は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾するものとします。
 - 4 本サービスへの接続及び財団が提供する設備については、別紙1-2「Lアラート 接続及び財団が提供する設備関連」に定めるとおりとします。

(本サービスの追加・変更・廃止)

第19条 本サービスではサービス種別及び機能の追加・変更・廃止を行うことがあります。サービス種別及び機能の追加・変更・廃止は、財団又はサービス利用者の発議によるものとします。特別利用者及び協力事業者による発議は認めません。

(本サービスの提供区域)

第20条 本サービスは、日本国内での利用を対象として提供します。

(本サービスの運営方針)

- 第21条 財団は、本サービスの運営にあたっては公平性、中立性を保つように努めるものとします。
- 2 本サービスの運営においては、営利を目的とした活動は認められないものとします。ただし、本サービスの追加、改修、維持等のために支出した費用の全部又は一部の負担をサービス利用者等に求める行為は、この営利目的の活動には該当しません。
 - 3 財団は本サービス利用期間中、継続的かつ安定的にサービスを提供するように努めます。

(本サービスの運営体制)

- 第22条 財団は、専任的に本サービスの運営にあたる組織として「Lアラート運用センター」を設置するものとします。Lアラート運用センターの組織体制及び職制は財団の規定により、変更、改正についても財団の規定に従うものとします。
- 2 財団は本サービスの運営における公平性、中立性を担保するため、地方公共団体(市町村を含む。)、テレビ放送事業者その他のサービス利用者である団体に所属する職員及び防災又は減災に関する有識者を構成員とする諮問機関を設け、財団が運用に関わる重要事項と判断した事項については当該諮問機関に対して諮問を行うものとします。

(Lアラート運用センターの業務)

- 第23条 本サービスの運営におけるLアラート運用センターの業務として以下事項を定め、各業務に関する詳細は別紙「Lアラート運用センター業務範囲」に定めます。
- (1) システム運用・保守
 - (2) サービス利用者等の管理
 - (3) 利用者設置ノードの導入支援
 - (4) 規約類、書式類の制定及び改定
 - (5) 問い合わせ対応

(委託再委託)

- 第24条 財団は、サービス利用者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を財団の判断にて第三者に委託再委託することができます。この場合、財団は、当該委託先再委託先(以下「委託先再委託先」といいます)に対し、第41条(秘密情報の取り扱い)及び第42条(個人情報情報の取り扱い)のほか当該委託再委託業務遂行について利用契約等所定の財団の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 設備

(全国ノード)

- 第25条 財団は、本サービスの提供設備として全国ノードを設置し、これを運用します。全国ノードは全国LGWAN-ASP等として設置し、ノードの数及び設置場所は財団が適切に判断します。

(テストノード)

- 第25条の2 財団は、本サービスの試験用設備としてテストノードを設置し、これを運用します。
- 2 サービス利用者等でテストノードの利用を希望する者は、利用開始希望日の14日前までに財団が定める方法により財団に利用の申し込みを行うものとします。財団がこれを認める場合には、財団所定の方法により承諾の通知を発信します。
 - 3 財団は、テストノードを利用する者への事前の通知又は承諾を要することなく、テストノ

ードの全部若しくは一部の提供を停止することができるものとします。ただし、財団は、停止に当たって、テストノードを利用する者の利用の状況に配慮することとします。

- 4 財団は、前項に基づくテストノードの提供の停止によりサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用者設置ノード)

- 第26条 情報発信者は、事前に財団所定の方法により承諾を得た場合、利用者設置ノードを設置することができます。その場合、当該利用者設置ノードの動作環境及びシステム構成は財団が定める条件を満たすものでなければなりません。

(利用者設備)

- 第26条の2 サービス利用者等が利用者設備を設置する場合、当該利用者設備の本サービス用設備への接続は財団が定める条件を満たすものでなければなりません。
- 2 サービス利用者等が設置する利用者設備が前項に相違する場合、当該サービス利用者等は、当該利用者設備により本サービスの提供を受けられませんか。
 - 3 本サービスと接続するために利用者設備を新規に設置する者又は既に接続している設備の改修等を行う本サービスと接続しようとする者は、事前に財団所定のLアラート連携システム接続申請書を提出しなければなりません。なお、本項に該当する者が情報発信者である場合、当該設備(既に接続済みで改修等をした設備も含む)の接続前にLアラート運用センターが定める検査に合格しなければなりません。また、財団は、財団が必要と認めた場合、その他のサービス利用者に対しても検査の合格を求めることができます。
 - 4 利用者設備の開発、改修等に関する費用、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用(財団に発生する費用を含みます。)及び接続に要する通信費用はサービス利用者等が負担するものとします。財団に費用が発生した場合、サービス利用者等は、財団に対し当該費用を支払うものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

- 第27条 財団は、本サービス用設備等について障害があることを知り、かつサービス上の影響が発生することを認識した場合、遅滞なくサービス利用者等にその旨を通知するものとします。
- 2 財団は、財団の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
 - 3 財団は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する財団が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
 - 4 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、サービス利用者等及び財団はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。
 - 5 財団は、サービス利用者等の責により生じた本サービス用設備等の修理又は復旧に要した費用の全部又は一部につき、当該サービス利用者等にその負担を求めることができるものとします。

(本サービス用設備における責任分界)

- 第28条 本サービス用設備における責任分界については次の通り定めます。
- (1) 全国ノード及びテストノードのソフトウェア
全国ノード及びテストノードで動作するソフトウェアの管理責任は、財団にあるものとします。
 - (2) 全国ノード及びテストノードのハードウェア
全国ノード及びテストノードのハードウェアの管理責任は、財団にあるものとします。

- す。
- (3) 利用者設置ノードのソフトウェア
利用者設置ノードで動作するソフトウェアの管理責任については、分有するものと別途詳細を規定するものとします。
 - (4) 利用者設置ノードのハードウェア
利用者設置ノードのハードウェアの管理責任は、当該ノードを設置したサービス利用者にあるものとします。
 - (5) コモンズツール
コモンズツールのソフトウェアの管理責任は、財団にあるものとします。ただし、コモンズツールの利用者は、これを自己の責任において使用するものとし、利用方法及び動作させる PC 環境に起因する問題については利用者自らが解決するものとします。コモンズツールの利用者が、その故障の事実及び解析に必要な情報を書面にて財団に報告を行った場合、財団は原因究明のための調査を行い、改善に努めるものとします。
 - (6) LGWAN 及び LGWAN 関連設備
全国ノード、利用者設置ノードが接続する LGWAN 及びその関連設備の管理責任については、その運営者である地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の規定によるものとし、財団にその管理責任はありません。
 - (7) 財団が設置する通信回線
財団が設置する全国ノードへのアクセス用回線(VPN 等)及びその収容設備については、財団に管理責任があるものとします。ただし、当該アクセス用回線への接続のためにサービス利用者等が独自に設置した機器等についてはサービス利用者等に管理責任があるものとします。
 - (8) その他の通信回線
利用者設置ノードとサービス利用者等の固有システムとの接続用回線や地方公共団体自治体独自ネットワーク及びそれらの収容設備等は、サービス利用者等に管理責任があるものとします。また、サービス利用者等が全国ノードへのアクセスを目的として独自に設置した通信回線は、その全範囲についてサービス利用者等に管理責任があるものとします。

第5章 利用料金

(本サービスの利用料金)

- 第29条 本サービスの利用は、原則として無料とします。ただし、一部の付加的なサービス項目については、そのサービス項目を利用するサービス利用者等に対して、通信料、器具備品購入費、利用料等の費用の全部又は一部の負担を求めることができるものとします。費用の負担は、当該付加サービスの運営原資の確保を目的とし、収益を目的とはしません。
- 2 前項の付加的サービスの内容及び費用の負担方法等は、第 22 条(本サービスの運営体制)第 2 項に定める諮問機関による意見を踏まえ、財団が公平かつ公正に決定するものとします。

第6章 サービス利用者等の責務及び権利等

(サービス利用の開始)

- 第30条 情報発信者は、サービス利用の開始に先立ち、財団の指示に従い発信予定の全情報種別について財団が指定する情報発信検査に合格しなければなりません。
- 2 システム連携(Lアラートのノードシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信

- 回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うことをいう。)を行う情報発信者、情報伝達者、協力事業者にあつては、サービス利用の開始に先立ち、財団が実施する適合検査に合格しなければなりません。
- 3 本番情報(実業務を開始した情報発信者がLアラートに向けて発信した災害等公共情報をいう。)の発信に先立ち、情報発信者は、所定の書式により財団に通知しなければなりません。
 - 4 情報発信者は、運用開始後も定期的に発信訓練を実施するものとします。

(情報発信者の責務)

- 第31条 情報発信者は、「Lアラート基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”及び第 4 条第 2 項“地域住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意し、本サービスにおいて情報を発信するにあたっては情報の内容の正確性を担保する責任を負うとともに、出来るだけ速やかに情報を発信するよう努めるものとします。
- 2 情報発信者は情報を発信するにあたって、全ての購読者に対して公平性、中立性を保つこととします。
 - 3 情報発信者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
 - 4 本サービスが機能しない状況にあつては、多様な代替手段により災害等公共情報の発信を行うものとし、日ごろから訓練をするものとします。
 - 5 情報発信者は、誤った情報を発信した場合において速やかにその状況に応じて訂正情報又は取消情報を発信し、情報の修正を行うものとします。
 - 6 情報発信者は、その利用者設備の運営に重大な支障等が生じた結果、情報の発信が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、できる限り速やかに財団に対して、生じている重大な支障の内容、復旧までの目途等所要の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。
 - 7 都道府県にあつては、コモンズツールを市町村に利用させるにあたって別紙「コモンズツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務」を負うものとします。

(情報発信者の権限)

- 第32条 情報発信者は、本サービスにおいて自身の発する情報の購読者に関する情報を受信することができます。ただし、その受信は財団の提供する方法、あるいはその他の正当かつ合理的な方法によるものとし、購読者に不当な負担を強いることのないものとします。
- 2 購読者の個人情報、前項にいう購読者に関する情報には含まないものとします。購読者の個人情報に関する取り扱いについては第 42 条(個人情報の取り扱い)に従うものとします。
 - 3 情報発信者がLアラートから受信した災害等公共情報(当該情報発信者がLアラートに発信した情報を除く。)を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報発信者は情報伝達者としての利用申込書を財団に提出する必要があります(第11条の利用資格審査を要しません)。この場合、情報発信者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受けず。

(情報伝達者の責務)

- 第33条 情報伝達者は、「Lアラート基本要綱」第 4 条第 1 項“情報提供の迅速性・適切性、情報の的確性・信頼性の原則”及び第 4 条第 2 項“住民の視点での必要性、有用性の原則”に十分留意するとともに、本サービスにおいて受信した情報を地域住民に伝えるに際しては、その社会的役割の重要性を常に認識し、その内容を損なわず正確・適切に伝達することにおいて責任を負うものとします。

- 2 情報伝達者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
- 3 情報伝達者は、「Lアラート基本要綱」第11条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、Lアラートから受信した情報を地域住民へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとします。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するの付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価は、この限りではありません。
- 4 情報伝達者は、Lアラートから受信した災害等公共情報を適時かつ適切な方法により伝達するとともに、地域住民の視点に立って過剰な伝達とならないよう配慮することとします。
- 5 情報伝達者は、Lアラートから受信した災害等公共情報が適切でないことを認識した場合、自らが伝達した情報の修正を行うこととします。
- 6 情報伝達者のうち、一般情報伝達者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。
- 7 情報伝達者は、その利用者設備の運営に重大な支障等が生じた結果、情報の伝達が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、できる限り速やかに財団に対して、生じている重大な支障の内容、復旧までの目途等所要の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。

(情報伝達者の権限)

第34条 情報伝達者は、「Lアラート基本要綱」第10条に従い、本サービスにおいて情報伝達者自身の判断に基づいて伝達すべき情報を選択、編集し、情報の形式を変換して、伝達することができます。

(特別利用者の責務)

- 第35条 サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)に該当しない者であっても、公共的、公益的の事業を行っており、また本サービスの情報を活用することにより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。
- 2 特別利用者の認定については、サービス利用者と同様に、財団との利用契約及び利用資格審査を経て行うものとします。
 - 3 特別利用者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
 - 4 特別利用者(官公庁を除く。)は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。
 - 5 官公庁である特別利用者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、財団との協議において決定した形式で財団に報告するものとします。
 - 6 前 5 項に定めるもののほか、特別利用者が本サービスを利用するにあたって、特別の定めのない限り、利用規約等の適用についてはサービス利用者準ずるものとします。

(特別利用者の権限)

- 第36条 特別利用者は、あらかじめ財団が承認する範囲において、Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することができます。
- 2 特別利用者は、Lアラートに向けて一切の情報の発信を行うことはできません。

(協力事業者の責務)

- 第37条 協力事業者は、最新の技術仕様の習熟に努め、利用者設備の開発、販売又は提供にあたっては、最新の技術仕様を踏まえて行うとともに、必要なサポート(技術仕様の変更があった場合には、合理的な期間内に合理的な対価で改修等を行うことを含みます。)を継続的に行うものとします。
- 2 協力事業者は、「Lアラート基本要綱」第11条に定める“公共情報共有基盤の目的の公共性、公益性”に十分留意し、情報伝達者からの委託を受けて、Lアラートから受信した災害等公共情報を当該情報伝達者へ提供するに際しては、当該情報の提供の対価を受けないものとします。ただし、特定協力事業者及びLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者における当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価、及び主に他の情報を提供するの付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価については、この限りではありません。
 - 3 協力事業者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。
 - 4 協力事業者は、サービス利用者等に利用者設備を販売又は提供した場合(特定協力事業者においては、Lアラートから受信した災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供した場合を含む。)に、遅滞なく財団に提供団体名を報告するものとします。
 - 5 特定協力事業者及びLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、財団が定める「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を別途締結しなければなりません。
 - 6 協力事業者は、毎年度末に財団の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で財団に報告し、財団の確認を得るものとします。
 - 7 特定協力事業者及びLアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、自らが他のサービス利用者等に対して提供しているサービスについて、その利用又は運営に重大な支障等が生じた結果、サービス利用者が情報の発信又は伝達が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、できる限り速やかに財団に対して、生じている重大な支障の内容、復旧までの目途等所要の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。

(協力事業者の権限)

- 第37条の2 協力事業者は、利用者設備を開発、販売又は提供に必要なものとして、あらかじめ財団が承諾する範囲において、以下の利用が認められます。
- (1) コモンズ Wiki 情報の閲覧及び利用(最新の技術仕様に関する情報を含みます)
 - (2) テストノード及びサンプルプログラムの利用
 - (3) コモンズツールの利用
- 2 特定協力事業者は、情報を提供する情報伝達者が地域住民に情報の伝達を開始することを条件として、全国ノードの利用が認められます。
 - 3 Lアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、情報発信者が情報を発信する、又は、情報伝達者が地域住民に情報の伝達を開始することを条件として、全国ノードの利用が認められます。

(購読情報の選択の自由)

- 第38条 全てのサービス利用者は、全ての情報発信者が発信する情報を、購読者として選択し受信する権利を有します。
- 2 本サービスにおいて付加サービスとして扱われる情報のうち全部又は一部の情報については、前項にかかわらず情報発信者に起因する事由等により受信者を制限すること

があります。

(サービス利用者等の設備設定・維持)

第39条 サービス利用者等は、以下の各号に示すうち、必要な設備を自己の責任によって設置し、その維持及び管理をするものとします。

- (1) Lアラートとの連携システム
- (2) 利用者設置ノード用ハードウェア
- (3) 利用者設置ノード用ソフトウェアのうち、OS、仮想化ソフト等
- (4) コモンズツール用 PC
- (5) LGWAN 接続設備
- (6) インターネット接続用設備、回線
- (7) コモンズVPN接続用設備、回線

(委託)

第 39 条 の 2 サービス利用者等は、本サービスの利用に関して必要となる業務の一部を第三者に委託することができます。この場合、当該団体は、当該委託先(以下「委託先」といいます)に対し、第 40 条(禁止事項)、第 41 条(秘密情報の取り扱い)及び第 42 条(個人情報の取り扱い)のほか当該委託業務遂行において利用契約等所定の当該団体の義務と同等の義務を遵守させることにつき一切の責任を負うものとします。

(禁止事項)

第40条 サービス利用者等は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの運営を妨害する行為
- (2) 他のサービス利用者等及び第三者の業務及びそれに類する作業を妨害する行為、又は他のサービス利用者等及び第三者に不当な業務的負担を強いる行為
- (3) 財団、他のサービス利用者等又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (5) 本サービスの利用により受信した、他の情報発信者の発する情報を、サービス利用者等でない第三者(サービス利用者等との間にLアラートに関わるデータ処理等の業務契約を結ぶ事業者はこれに該当しないものとする)に開示する行為(サービス利用者が地域住民に向けて情報を伝達する行為は、この行為には該当しません。)
- (6) 財団が提供するプログラム等を改変する、又はリバースエンジニアリング等によってプログラムの構造を解析する等の行為
- (7) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (8) 法令若しくは公序良俗に違反する行為、又は、財団、他のサービス利用者等若しくは第三者に不利益を与える行為
- (9) 財団、他のサービス利用者等又は第三者(団体及び個人を問わない)を差別、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (10) 法に抵触するおそれのある行為
- (11) 他のサービス利用者等又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、伝送する行為
- (13) 無断で財団、他のサービス利用者等又は第三者に広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為、又は嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (14) 本サービス用設備等又は他のサービス利用者等及び第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、若しくは与えるおそれのある行為

- (15) 第 41 条(秘密情報等の取り扱い)に違反する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為

(17) サービス利用者等が遂行すべき業務全部を委託する行為

- 2 サービス利用者等は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに財団に通知するものとします。
- 3 財団は、本サービスの利用に関して、サービス利用者等の行為が本条第1項各号のいずれかに該当するものであること、又はサービス利用者等の提供した情報が本条第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にサービス利用者等に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとします。ただし、財団は、サービス利用者等の行為又はサービス利用者等が発信又は伝達する(サービス利用者等の行為とみなされる場合も含む)情報を監視する義務を負うものではありません。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第41条 サービス利用者等及び財団は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、別紙 3「Lアラートサービスにおける秘密情報」において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
 - 3 前各項の定めにかかわらず、契約者及び財団は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び財団は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
 - 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 - 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上合理的に必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合、契約者及び財団は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な

- 場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 前各項の規定に関わらず、財団が必要と認めた場合には、第 24 条(委託再委託)所定の委託先再委託先に対して、委託再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、財団は委託先再委託先に対して、本条に基づき財団が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
 - 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
 - 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。
 - サービス利用者等は、第三者に業務を委託する場合、当該委託先に前 8 項の内容を遵守させるとともに、当該委託先が同義務を遵守することにつき一切の責任を負うものとします。

(個人情報の取り扱い)

- 第42条 サービス利用者等及び財団は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- 財団は、サービス利用者等に対して、本サービスにおけるサービス利用者間相互の連携を促進することを目的として、利用責任者の氏名及び連絡先(所属部署、電話番号、メールアドレス)を提供することがあります。ただし、この場合には、財団は、事前に、当該利用責任者の書面(電子メールを含む)による承諾を得るものとします。
 - 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとします。
 - 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

(自己責任の原則)

- 第43条 サービス利用者等は、本サービスの利用に伴い、他のサービス利用者等及び第三者に対して損害を与えた場合、又はクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。サービス利用者等が本サービスの利用に伴い、他のサービス利用者等及び第三者から損害を被った場合、又はクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 本サービスを利用してサービス利用者等が発信又は受信する情報の内容については、サービス利用者等の責任で提供されるものであり、財団はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
 - サービス利用者等は、自らの責任と費用において利用者設備を設置するものとし、協力事業者より利用者設備の提供を受ける場合にも、自らの責任と費用において利用者設備を選定し利用するものとします。財団は、利用者設備に関してサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。
 - 財団は、サービス利用者等が本サービスを利用することにより、サービス利用者等と他のサービス利用者等又は第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

- 財団は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第44条 サービス利用者等が利用契約等に違反した行為又は不正若しくは違法な行為によって財団に損害を与えた場合には、サービス利用者等は、財団に対して、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

附則

本サービス規約は平成 23 年 5 月 25 日から施行します。

附則(平成 25 年 4 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 25 年 5 月 1 日から施行します。

附則(平成 25 年 11 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 25 年 12 月 1 日から施行します。

附則(平成 26 年 12 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 27 年 1 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 4 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 27 年 5 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 7 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 12 月 25 日改正)

- 本サービス規約の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行します。
- 本則 37 条の改正に係る契約締結の義務化について、その適用を平成 28 年 3 月 31 日まで免ずることとします。

附則(平成 28 年 12 月 1 日改正)

本サービス規約の改正は平成 29 年 1 月 4 日から施行します。

附則(平成 29 年 4 月 8 日改正)

1. 本サービス規約の改正は平成 29 年 5 月 8 日から施行します。
- 2. 本則 10 条 2 項の公開は、その適用を平成 29 年 10 月 1 日まで免ずることとします。

別紙1

Lアラートアラートサービス サービス項目

1. 情報の受発信に関するサービスの内容

1) Lアラートへのと連携した情報の発信及び受信

(ア) 基本サービス

(1) 情報発信者による情報の発信

情報種別項目	説明内容
<u>避難勧告・指示情報</u> <u>避難所情報</u> <u>一時滞在施設情報</u> <u>災害対策本部設置状況</u> <u>被害情報</u> <u>水位周知河川</u> <u>緊急速報メール情報発信</u>	<ul style="list-style-type: none">• <u>本情報情報発信者は、地方公共団体がLアラートに対して情報を発信することができます。</u>• <u>発信する情報種別は地方公共団体情報発信者が選択することができます。</u> <u>ただし、既にLアラート上を流通している情報を発信することはできません。</u>• <u>全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱います。情報発信者は、Lアラートへの情報発信を行っていることを前提に、Lアラートが提供する緊急速報メール一括配信機能を利用して緊急速報メールを配信することができます</u>
<u>お知らせ</u> <u>イベント情報</u> <u>受信</u>	<ul style="list-style-type: none">• <u>本情報全てのサービス利用者は、Lアラートから情報を受信することができます</u>• <u>情報の受信は、情報発信者が発信できます。</u>• <u>発信するや情報種別は情報発信者が選択する等を指定し、選択的に行うことができます。</u>• <u>全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱います。</u>

(イ) 付加サービス

(1) 地方公共団体等による情報の発信

2) Lアラートとの連携方法

情報種別項目	説明内容
<u>潮位情報システム関連</u> <u>連携</u>	<ul style="list-style-type: none">• <u>本情報は、地方公共団体が発信できます。</u>• <u>発信する場合は、財団に申し込む必要があります。</u>• <u>全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱います。Lアラートのモードシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うことができます</u>• <u>Lアラートとの連携は、SOAP(Lアラートへ送信、Lアラートから</u>

別紙1

情報種別項目	説明内容
	受信)に限定されます <ul style="list-style-type: none"> ただし、平成 28 年 9 月 30 日の時点において、TVCML 又は HTML/RSS を利用している接続者で、その継続利用の申請を財団に対して書面による通知を同年同月同日より前に行ったものについては、一定の条件の下で平成 33 年 9 月 30 日まで利用することを許可します
メール受信	<ul style="list-style-type: none"> 指定したメールアドレスにLアラートからメールを送信します。なお、当該メールは、サービス利用者等が受信することを想定したもので、地域住民が直接受信することを目的としたものではありません
河川水位情報 雨量情報 コモンズツール	<ul style="list-style-type: none"> 本情報情報発信者は、地方公共団体が情報発信用簡易ソフトウェア「コモンズエディタ」を使用してLアラートに対して情報を発信することができます。 新規の情報発信の受付は終了しました。 全国センターで取り扱います。サービス利用者等は、情報閲覧用簡易ソフトウェア「コモンズビューワ」を使用してLアラートから情報受信、参照することができます
利用者設置ノード	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者は、全国ノードと同じ機能を持ったノードを設置することができます ハードウェア、基本ソフトウェア、接続設備等の導入設置、維持、管理等の費用(財団側に発生する費用を含みます。)はサービス利用者の負担となります ノードシステムソフトウェアは、財団が無償提供します。ただし、インストール費用等(パッケージアップ時を含みます)はサービス利用者が負担するものとします。

1.1. Lアラートからの情報の受信

(ア) 基本サービス

(1) 情報発信者による発信情報の受信

3) 全国ノードへの接続回線

情報種別項目	説明内容
LGWAN 接続*1	<ul style="list-style-type: none"> LGWAN 経由での接続が可能です 利用者設置ノードは、LGWAN 接続に限定されます
インターネット接続	<ul style="list-style-type: none"> インターネット経由での接続が可能です

別紙1

	<ul style="list-style-type: none"> インターネットへの接続用回線、プロバイダ接続料等は、サービス利用者等の負担となります
1.1(ア)(1)に示す情報発信者が基本サービスとして発信する情報 コモンズVPN接続	<ul style="list-style-type: none"> 全て財団が用意するVPNでの接続が可能です VPNへの接続用回線の設置、運用は、サービス利用者が受信できます。等の負担となります 受信する情報種別は情報伝達者等が対象地域や情報種別等を指定し、選択的に行うことができますが、当該情報伝達者が有する手段により避難勧告・指示情報の住民への伝達を行う必要があります。 全国センターとバックアップセンターの双方から受信できます。VPNの構築、運用については、費用負担も含めて財団が負担します

(イ) 付加サービス

*1 : LGWAN での接続は、地方公共団体等による発信限られます。

4) 2) 取り扱う情報の受信種別

地域住民に向けた避難情報、避難所情報、お知らせ等の公共的な情報であって、「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」に定めるものとします。

5) サポートするデータフォーマット

「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」に定めるデータフォーマットをサポートします。

6) 提供するソフトウェア

項目	内容
情報種別 コモンズエディタ*1	<ul style="list-style-type: none"> 説明Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア
潮位情報 コモンズエディタ*2 (お知らせ専用)	<ul style="list-style-type: none"> 全てのサービス利用者が利用できますが、受信する場合は、財団に申し込む必要があります。 全国センターとバックアップセンターから受信できます。Lアラートに情報を発信するためのソフトウェア(お知らせ情報のみを発信することができる。)
河川水位情報 コモンズビューワ*2	<ul style="list-style-type: none"> Lアラートから情報を受信、参照するためのソフトウェア
雨量情報 ノードシステム ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> Lアラートのノードシステムのソフトウェア 利用者設置ノードを構築する場合に提供します

別紙1

(1) 財団が取得した情報の利用者への提供

情報種別	説明
防災気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 受信する情報種別は情報伝達者等が選択することができます。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。 配信に係る技術情報については気象庁のホームページを参照するものとします。
国民保護情報	<ul style="list-style-type: none"> 本情報を利用するには、避難勧告・指示情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 全国センターおよびバックアップセンターから受信できます。

その他の*1: 動作環境については、コモンズエディタ利用ガイド(導入編)を参照してください。

*2: 動作環境については、コモンズエディタ2利用ガイドを参照してください。

*3: 動作環境については、コモンズビューワ操作マニュアルを参照してください。

2. サービスの考え方

1) 基本サービスと付加サービス

2.1. ソフトウェアの提供

項目	説明
コモンズツールソフトウェア	<u>コモンズエディタ</u> <ul style="list-style-type: none"> Lアラートに情報を発信するための簡易ソフトウェア 平成 30 年度末に本番利用のための提供の終了を予定します。
	<u>コモンズエディタ2</u> <ul style="list-style-type: none"> Lアラートに情報を発信するための簡易ソフトウェア(情報種別「お知らせ」のみを発信することができます。)
	<u>コモンズビューワ</u> <ul style="list-style-type: none"> Lアラートから情報を受信し、表示するための簡易ソフトウェア
ノードシステムソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> Lアラートのノードシステムのソフトウェア 財団の了解を得て利用者設置ノードを構築する場合に提供します。

別紙1

2.2. 緊急速報メールの発信支援機能の提供

項目	説明
緊急速報メール発信支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 本機能は、規約第 2 条(20)で定義する「緊急速報メール」を地方公共団体がLアラートを利用して発信するために提供するものです。 本機能は、地方公共団体が利用できます。 地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から発信した緊急速報メールの情報を「Lアラート 取り扱う情報種別およびデータフォーマットに関する細則」表 1 に規定する情報種別「緊急速報メール情報」を使用してLアラートに発信する場合は該当しません。 利用にあたっては、携帯電話事業者と緊急速報メールの利用に係る契約が締結されている必要があります。 本機能を利用するには、避難勧告・指示情報の発信を行っていることが条件となります。当機能のみの利用はできません。 全国センターのみで提供します。 この場合における携帯電話事業者は「情報伝達者」にあたりません。

3. 取り扱う情報種別及びデータフォーマット

取り扱う情報種別及びデータフォーマットは「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」に定めるとおりとします。

4. 留意事項

全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱う情報については、情報発信者は全国センターとバックアップセンターの両方に対して発信するものとし、また、情報伝達者、特定協力事業者及び「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を締結した一般協力事業者は全国センターとバックアップセンターの両方から情報を取得するものとします。

工事、障害等で全国センターが停止した場合、情報発信者が全国センターのみに発信する情報、財団が全国センターのみで取得する情報、財団が全国センターのみで提供する機能においてサービスの中断、情報の遅延、欠落が発生します。

Lアラートでは提供するサービスを「基本サービス」と「付加サービス」の 2 種類に分類します。

基本サービスとは「公共情報共有基盤」を実現するにあたって基本的な機能を提供するものであり、付加サービスとはより広範かつ詳細な情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供するものです。

2) 有償サービスの考え方

別紙1

Lアラートでは、サービスは無償での提供を基本とします。
ただし、1.1.(イ)、1.2.(イ)及び 2. 一部の付加サービスについては運営費用の負担を当該サービスの利用者に求める場合があります。
~~この費用負担は財団の収益を目的とするものではなく、当該サービスの運営・維持を目的とするものであり、受益者負担を原則とします。~~
~~有償となる具体的なサービス項目と料金については、財団が周知します。~~
なお、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用はサービス利用者の負担とします。また、本接続に関し、財団に費用が発生した場合、サービス利用者等は、財団に対し当該費用を支払うものとします。

別紙1

有償となる具体的なサービス項目と料金については、財団が周知します。この費用負担は財団の収益を目的とするものではなく、当該サービスの運営・維持を目的とするものであり、受益者負担を原則とします。

別紙1-2

Lアラート 接続及び財団が提供する設備関連

1. ノードシステム

項目	説明
全国ノード	全国ノードは、2 か所のセンターに設置しています。それぞれを、全国センター、バックアップセンターとします。
テストノード	<ul style="list-style-type: none"> テストノードは、サービス利用者等がシステム間連携を行うシステムを開発する場合において、その試験用設備として提供します。 テストノードで試験出来る情報種別は、原則、基本サービスで提供する情報種別となります。
利用者設置ノード	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者は、全国ノードと同じ機能を持ったノードを設置することができます ハードウェア、基本ソフトウェア、接続設備等の導入設置、維持、管理等の費用(財団側に発生する費用を含みます。)はサービス利用者の負担となります ノードシステムソフトウェアは、財団が無償提供します。ただし、インストール費用等(バージョンアップ時を含みます)はサービス利用者が負担するものとします。

2. 情報発信及び情報受信における接続方法

項目	説明
システム間連携	<ul style="list-style-type: none"> Lアラートのノードシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、情報の発信又は受信を行うことができます。
メール受信 (情報受信のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 指定したメールアドレスにLアラートからメールを送信します。なお、当該メールは、サービス利用者等が受信することを想定したもので、地域住民が直接受信することを目的としたものではありません。 受信できる情報種別には制限があります。
コモンズツール	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信者は、情報発信用簡易ソフトウェア「コモンズエディタ」もしくは「コモンズエディタ2」を使用してLアラートに対して情報を発信することができます。 サービス利用者等は、情報閲覧用簡易ソフトウェア「コモンズビューワ」を使用してLアラートから情報受信することができます

別紙1-2

3. 接続回線

項目	説明
インターネット接続	<ul style="list-style-type: none"> インターネット経由での接続が可能です インターネットへの接続用回線、プロバイダ接続料等は、サービス利用者等の負担となります 全国ノード(全国センター、バックアップセンター)、テストノードとの接続が出来ます。
コモンズVPN 接続	<ul style="list-style-type: none"> 財団が用意する IP-VPN での接続が可能です VPN への接続用回線の設置、運用は、サービス利用者等の負担となります VPN の構築、運用については、費用負担も含めて財団が負担します 全国ノード(全国センター、バックアップセンター)との接続が出来ます。
LGWAN 接続*1	<ul style="list-style-type: none"> LGWAN 経由での接続が可能です 利用者設置ノードは、LGWAN 接続に限定されます 全国ノード(全国センターのみ)との接続が出来ます。

*1: LGWAN での接続は、地方公共団体に限られます。

別紙2

Lアラート 運用センターの業務範囲

Lアラート運用センターが実施する業務の範囲を以下の通り定めます。

1. システム運用・保守
 - 1) 全国ノード及びテストノードの運用及び保守
Lアラート運用センターは全国ノード及びテストノードのハードウェアとソフトウェアの運用及び保守を行います。
 - 2) 利用者設置ノードのソフトウェアサポート
各地方公共団体各自自治体が独自に設置する「利用者設置ノード」のソフトウェアサポート(バージョンアップ、死活監視)を行います。バージョンアップのリリース作業等はサービス利用者が実施する必要があります。
 - 3) 全国ノード接続用回線
LGWAN 接続が出来ないサービス利用者等に対しては、VPN 又はインターネット経由で接続できる設備を用意し、提供します。ただし、当該設備までの回線及び設備は、サービス利用者等による設置、運用が必要です。
 - 4) コモンズソフトウェアの管理
ノードシステムソフトウェア、コモンズツール(エディタ、ビューワ)の改版、公開を行います。更新(アップデート)については、使用するサービス利用者等による作業となります。
2. サービス利用者等の管理
 - 1) 利用申し込み受付と資格審査
サービス利用の申し込みを受け付け、申請内容の確認と資格審査を行います。
 - 2) アカウントの発行と廃止
サービス利用者等に対してサービス利用アカウントの発行及び廃止を行います。
 - 3) 新規参加等の周知
サービス利用者等の新規参加又は脱退の情報を電子メールやコモンズWikiへの掲載等によって周知します。
 - 4) 周知・連絡
サービスの運用に関わる各種情報を適宜サービス利用者等に周知、連絡します。
3. 利用者設置ノードの導入支援
利用者設置ノードの設置を行う際に、ノードシステムソフトウェアの設定方法等の問い合わせ等に対応します。
4. 規約類、書式類の制定及び改定
Lアラートのサービス運営において、必要な規約類ならびに各種書式を適宜制定又は改定します。その制定又は改定の実施にあたってはサービス利用者等に周知します。
5. 問い合わせ対応
 - 1) 通常時の連絡、問合せ窓口
○連絡先
Lアラート運用センター
TEL:03-5403-1090
FAX:03-5403-1092
メール:commons-info@fmcc.or.jp

別紙2

- 受付時間
平日 9 時～17 時
- 2) 緊急時の稼働状況問い合わせ
○問い合わせ先
Lアラート緊急連絡窓口(サービス利用者等に別に通知します。)
- 受付時間
土日、祝日、早朝(0時～9時)、夜間(17時～24時)
6. その他、特記事項
業務全般において、原則として現地に向向いての作業実施はしません。特段の事情によりやむを得ない場合はその限りではありませんが、その場合には有償(実費)での作業となります。

別紙3

Lアラート サービスアラートサービスにおける秘密情報

Lアラートサービスにおいて以下事項は、秘密情報として扱います。

1. 財団が提供する全てのソフトウェアの仕様及びそれに類する情報、ソースコード
2. 財団が提供する VPN の接続に関する情報
3. 全国ノードのデータセンターの所在地
4. 全国ノード及びテストノードの接続に関する情報

別紙4

Lアラート サービスアラートサービス利用資格認定基準

Lアラートサービスでは、各サービス利用者等の各種別に対して以下の資格基準を設けます。

1. 情報発信者の資格認定基準
 - 【基準1】
原則として法人格を有する団体であること
 - 【基準2】
災害等公共情報を保有すること
 - 【基準3】
当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報発信が可能な体制整備が行われていること
 - 【基準4】
災害等公共情報の発信の本番実施に向けた具体的な計画を有すること

* 情報発信者として想定される例
地方公共団体、官公庁、ライフライン事業者（電気、水道、ガス、通信、公共交通機関）等
2. 特定情報伝達者の資格認定基準
 - 【基準1】
原則として法人格を有する団体であること
 - 【基準2】
当該団体の長の責任において利用申請がなされていること
 - 【基準3】
当該団体の主たる事業が放送、報道であること

* 情報伝達者として想定される例
放送事業者（無線、有線）、新聞社等
3. 一般情報伝達者の資格認定基準
 - 【基準1】
原則として法人格を有する団体であること
 - 【基準2】
当該団体の主たる事業が放送、報道ではないものの、災害等公共情報を広く地域住民に伝達する手段を有すること
 - 【基準3】
災害等公共情報を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達を行えること
 - 【基準4】
当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること
 - 【基準5】
災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること
 - 【基準6】
当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、

別紙4

それら事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献すると、
対面審査で認められること

4. 特別利用者の資格認定基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準3】

Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することにより、本サービスの普及
に貢献すると認められること又は当該団体の事業、業務の公共性、公益性が高
まることが認められること

* 特別利用者として想定される例

官公庁、研究機関、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人
材を構成員とする団体等

5. 協力事業者の資格認定基準

【基準1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準3】

他のサービス利用者等に対して、関連するシステムの開発、販売又は提供に関
し実績があるもの、又は具体的な計画があるもの

【基準4】

他のサービス利用者等に対して、関連するシステム等の開発、販売又は提供す
るための技術的能力を有するもの

【基準5】

Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することにより、本サービスの普及
に貢献すると認められること又は当該団体の事業、業務の公共性、公益性が高
まることが認められること

【基準6】

以下事項に同意すること

- (1) 最新の技術仕様の習熟に努め、財団が開催する技術セミナーを継続的に
受講すること
- (2) 最新の技術仕様を踏まえた設備の開発、販売又は提供を行うこと
- (3) 販売又は提供した設備のサポートを継続的に行うこと(技術仕様の変更が
あった場合には、合理的な期間内に合理的な対価において改修等を行うこ
とを含むものとする。)
- (4) Lアラート基本要綱、Lアラートサービス利用規約及びサービス利用にあたり
必要となる手順等の一時説明を適切に実施すること
- (5) クラウド型サービス提供にあつては、サービス利用者が利用開始までに必要
となる検査等について対応すること

* 協力事業者として想定される例

システム関連事業者、クラウドサービス事業者等

別紙4

なお、以下基準を満たす事業者は、特定協力事業者として認定することとする

【基準7】

情報発信者が発信する情報(災害等公共情報)を、自己の責任において集約、
編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供できること

【基準8】

継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること

【基準9】

災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること

【基準10】

当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、
それらの事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献する
と、対面審査で認められること

* 特定協力事業者として想定される例

ケーブルテレビ運営統括会社等

別紙5

Lアラート コモンズツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務

都道府県は、コモンズツールを市町村に使用させる場合、都道府県内でコモンズツール担当者を指名し、次の各号に掲げる業務を行うものとします。

- (1) 市町村におけるコモンズツールの運用の可否に関する事前的な評価の実施
- (2) コモンズツールの運用方針の決定、及び財団が提供する操作マニュアルを踏まえた市町村用運用マニュアルの作成
- (3) コモンズツールに関する市町村への説明及び市町村からの問合せへの対応
- (4) 市町村におけるコモンズツールのインストール、設定及びネットワークの環境整備に関する指導
- (5) コモンズツールを用いてLアラートへ情報発信、又はLアラートから情報受信するための各種設定の一括管理
- (6) コモンズツールコモンズエディタを使用させる場合の定期的な情報発信訓練の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市町村に対する必要な助言、指導その他の援助

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 7 月 1 日改正
平成 27 年 1 月 21 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 12 月 25 日改正
平成 28 年 12 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 8 日改正

Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則

(取り扱う情報種別)

- 第1条 Lアラートで取り扱う情報種別は表 1 の通りとする。
- 2 取り扱う情報種別について追加及び改廃があった場合、Lアラート運用センターは本細則を改訂し、サービス利用者等に通知することとする。

(取り扱うデータフォーマット)

- 第2条 Lアラートで取り扱うデータフォーマットは表 2 の通りとする。
- 2 Lアラートで独自に定めるデータフォーマットの仕様は一部を除きサービス利用者等に公開することとする。
- 3 取り扱うデータフォーマットについて追加及び改廃があった場合、Lアラート運用センターは本細則を改訂し、サービス利用者等に通知することとする。

附則

本細則は平成 25 年 5 月 1 日から適用します。

附則(平成 26 年 7 月 1 日改正)

本細則の改正は平成 26 年 7 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 1 月 21 日改正)

本細則の改正は平成 27 年 1 月 21 日から施行します。

附則(平成 27 年 4 月 1 日改正)

本細則の改正は平成 27 年 5 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 12 月 25 日改正)

本細則の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行します。

附則(平成 28 年 12 月 1 日改正)

本細則の改正は平成 29 年 1 月 4 日から施行します。

附則(平成 29 年 4 月 8 日改正)

本細則の改正は平成 29 年 5 月 8 日から施行します。

別添4

表 1:情報種別

項目	内容	発信者の条件	分類
避難勧告・指示情報	地方公共団体の発する避難準備、勧告、指示情報、及び警戒区域の情報	地方公共団体	基本
避難所情報	地方公共団体の発する避難所に関する情報	地方公共団体	基本
一時滞在施設情報	地方公共団体の発する帰宅困難者向け施設に関する情報	地方公共団体	基本
災害対策本部設置状況	地方公共団体の発する災害対策本部設置に関する情報	地方公共団体	基本
被害情報	地方公共団体の発する被害情報	地方公共団体	基本
お知らせ	災害時及び平時に地方公共団体やライフライン事業者、鉄道事業者等が発するお知らせ情報	地方公共団体、 ライフライン事業者	基本
イベント情報	イベントに関する情報	地方公共団体、 ライフライン事業者	基本
水位周知河川	水位周知河川における、はん濫警戒情報	地方公共団体	基本
潮位情報	潮位の観測情報	地方公共団体	付加
河川水位情報	河川の水位観測情報 —(新規の情報発信の受付を終了しました。)	地方公共団体	付加
雨量情報	雨量の観測情報 —(新規の情報発信の受付を終了しました。)	地方公共団体	付加
潮位情報	潮位の観測情報		
防災 気象 情報	気象特別警報・警報・注意報	気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報	受信のみ 付加
	気象警報・注意報	気象庁の発する気象警報・注意報 ※当面、気象特別警報・警報・注意報と並行運用	受信のみ 付加
	土砂災害警戒情報	気象庁の発する土砂災害警戒情報	受信のみ 付加
	指定河川洪水予報	気象庁の発する指定河川洪水予報情報	受信のみ 付加
	津波警報・注意報・予報	気象庁の発する津波警報・注意報・予報	受信のみ 付加
	津波情報	気象庁の発する津波情報	受信のみ 付加
	沖合の津波観測に関する情報	気象庁の発する沖合の津波観測に関する情報	受信のみ 付加
	記録的短時間大雨情報	気象庁の発する記録的短時間大雨情報	受信のみ 付加
	竜巻注意情報	気象庁の発する竜巻注意情報	受信のみ 付加
	震度速報	気象庁の発する震度速報	受信のみ 付加
	震源に関する情報	気象庁の発する震源に関する情報	受信のみ 付加
	震源・震度に関する情報	気象庁の発する震源・震度に関する情報	受信のみ 付加
	地震の活動状況等に関する情報	気象庁の発する地震の活動状況等に関する情報	受信のみ 付加
	地震回数に関する情報	気象庁の発する地震回数に関する情報	受信のみ 付加
	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ	気象庁の発する顕著な地震の震源要素更新のお知らせ	受信のみ 付加

項目	内容	発信者の条件	分類
噴火警報・予報	気象庁の発する噴火警報・予報	受信のみ	付加
噴火速報	気象庁の発する噴火速報	受信のみ	付加
国民保護情報	J-Alert 経由で発せられる国民保護に関する情報	受信のみ	付加
緊急速報メール情報	規約別紙1 2.2 に示すJアラートを介して緊急速報メールを発信支援機能を利用せず、地方公共団体が自ら運用する防災際の情報システム等から直接Jアラートに緊急速報メールとして種別 ※発信する情報専用	地方公共団体	基本

表 2: データフォーマット

項目	内容
標準 XML (PCXML)	Lアラートで独自に定める XML 形式 コモンズ EDXL(OASISによって定義された Emergency Data Exchange Language Distribution Element スキーマを拡張したものでカプセル化し、SOAP で受信・配信する
TVCML	TVCML 研究会で策定されたフォーマット サポートするバージョンは TVCML2.1 PULL 型、及び PUSH/PULL 型での取得が可能
気象庁防災情報 XML	気象庁が定める気象防災情報の XML 形式 Lアラートサービスにおいては、コモンズ EDXL でカプセル化し、SOAP で配信する
Comet=EDXL	コモンズビューワ専用フォーマット [※]

注) 本仕様はサービス利用者等には開示しない

平成 23 年 5 月 25 日制定
平成 27 年 12 月 25 日改正
平成 29 年 4 月 8 日改正

Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則

(コモンズソフトウェアの提供)

第1条 Lアラート運用センターはサービス利用者等に対して、次のソフトウェア(以下「コモンズソフトウェア」と総称します。)を無償で提供します。

- ・ノードシステムソフトウェア
- ・コモンズツール(コモンズエディタ、コモンズエディタ2、コモンズビューワ)

- 2 コモンズソフトウェアはLアラート運用センターの指定する web サーバーからのダウンロードにより取得可能とします。ただしノードシステムソフトウェアのダウンロードは、所定の様式によるLアラート運用センターへの事前申請を要します。
- 3 コモンズソフトウェアのソースコードは、サービス利用者等に提供する時点で参照可能な状態になっている場合を除き、原則として開示しません。

(コモンズソフトウェアの利用)

第2条 コモンズソフトウェアの利用にあたって、サービス利用者等はLアラート運用センターがマニュアル等によって指定するシステム環境、操作方法に従うものとします。

- 2 特段の事情により指定される環境の構築が困難である場合には別途協議することとしますが、協議の結果指定外の環境でコモンズソフトウェアを使用する場合はサービス利用者等の責任において実施するものとし、当該コモンズソフトウェアについては原則としてLアラート運用センターのサポート対象外とします。
- 3 協議に依らず、サービス利用者等自らの判断により指定外の環境でコモンズソフトウェアを使用した場合は、Lアラート運用センターのサポート対象外とします。

(コモンズソフトウェアの改版)

第3条 Lアラート運用センターは以下の要件によりコモンズソフトウェアの改版を行います。

- ・コモンズソフトウェアの機能追加、改修を要する場合
- ・コモンズソフトウェアの不具合修正を要する場合

- 2 コモンズソフトウェアの改版は、その要がある場合は半期を目途に定期的を実施します。ただし危急の対応が必要と判断されるものについては適宜実施することとします。
- 3 コモンズソフトウェアの改版実施にあたっては、Lアラート運用センターは予め電子メールの発信、コモンズWikiへの掲載にて周知します。

(コモンズソフトウェアの公開および更新作業)

第4条 改版されたコモンズソフトウェアは準備が整い次第、電子メールの発信、コモンズWikiへの掲載などによる周知の上、コモンズWikiに公開します。

- 2 ノードシステムソフトウェアの更新作業は全国ノード、利用者設置ノードの別なくLアラート運用センターが実施します。更新作業の日程は実施の 30 日前に対象となる利用者設置ノードのノード設置者に対して所定の書式にて周知するとともに、全サービス利用者等に対して電子メールの発信、コモンズWikiへの掲載などにて周知します。
- 3 ノードシステムソフトウェアの更新作業はリモートで行います。

(コモンズソフトウェアの改変の禁止)

第5条 サービス利用者等によるコモンズソフトウェアの独自改変は認められません。改変が行われた場合、Lアラート運用センターはその改変ソフトウェアについて一切の管理責任

別添5

を持たず、更新作業等のサポートも行いません。

- 2 改変されたノードシステムソフトウェアで運営される利用者設置ノードのコモンズネットワークへの接続は認められません。

(提供が終了したソフトウェア)

第6条 ソフトウェアの提供終了日をもって利用者はその利用を終了するものとし、当該ソフトウェアのアンインストール、関連の資料等を返還もしくは廃棄を行うものとします。財団は、提供終了日以降、当該ソフトウェアに対する問合せおよび保守支援の対応を行いません。

附則

本細則は平成 23 年 6 月 13 日から施行します。

附則(平成 25 年 4 月 1 日改正)

本細則の改正は平成 25 年 5 月 1 日から施行します。

附則(平成 27 年 12 月 25 日改正)

本細則の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行します。

附則(平成 29 年 4 月 8 日改正)

本細則の改正は平成 29 年 5 月 8 日から施行します。

以上